



部活動の地域連携・地域移行と 地域スポーツ・文化芸術環境の整備について

スポーツ庁地域スポーツ課
文化庁参事官（芸術文化担当） 付

少子化・人口減少の加速化

● 学校数の減少、それ以上に進む少子化で生徒数／学校はさらに小さくなる中、部活動は持続困難。

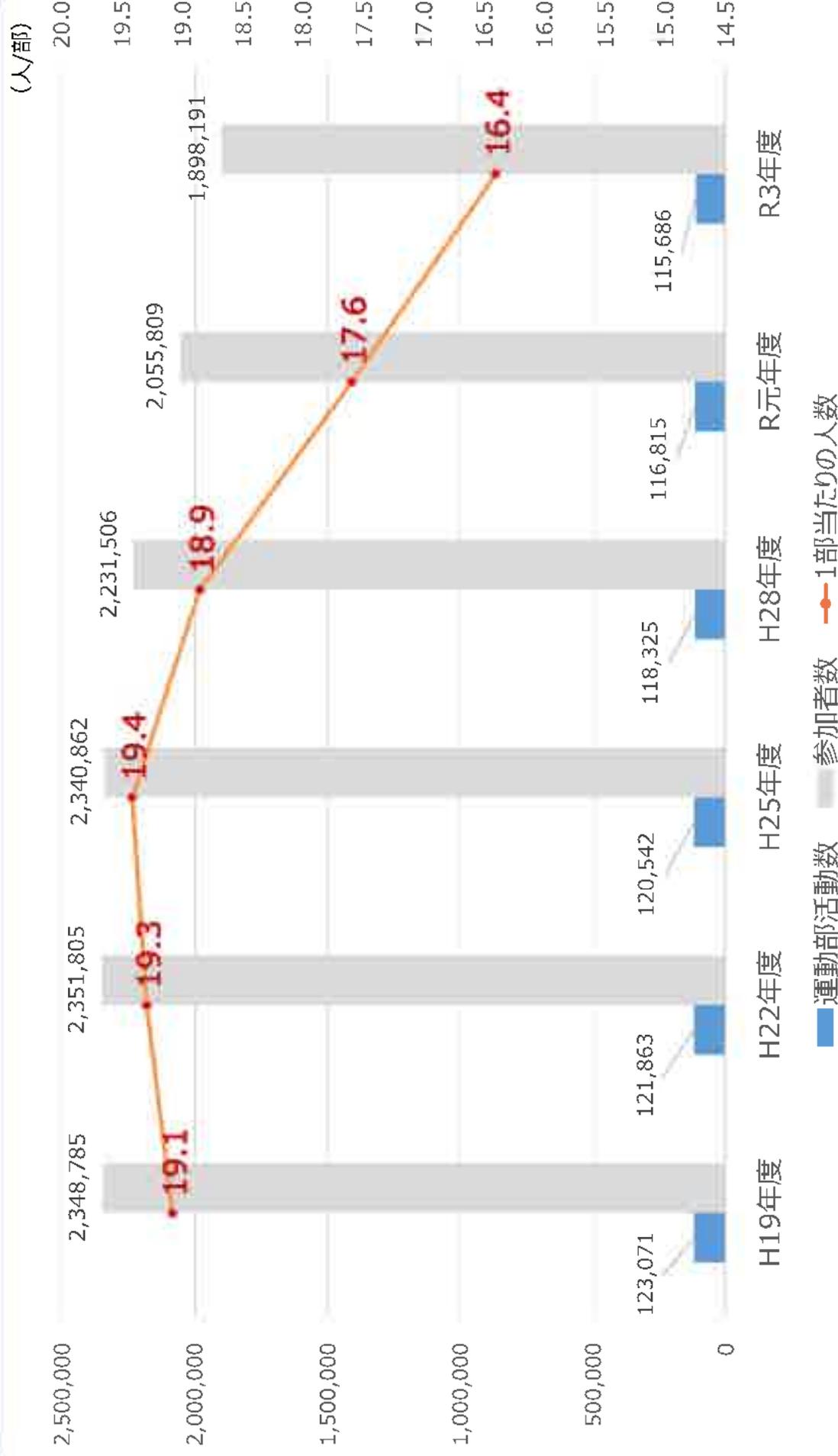
中学生世代の今後の人口動向の推計



中学生世代の人口数は4月1日時点において12～14歳の者の数
厚生労働省作成「人口動態統計」月報（2017年5月）により算出するとともに、将来の出生者数について、国立社会保障・人口政策研究所作成「日本の将来推計人口（平成29年推計）詳細結果表」の「1. 出生中位（死亡中位）推計」を基に算出。

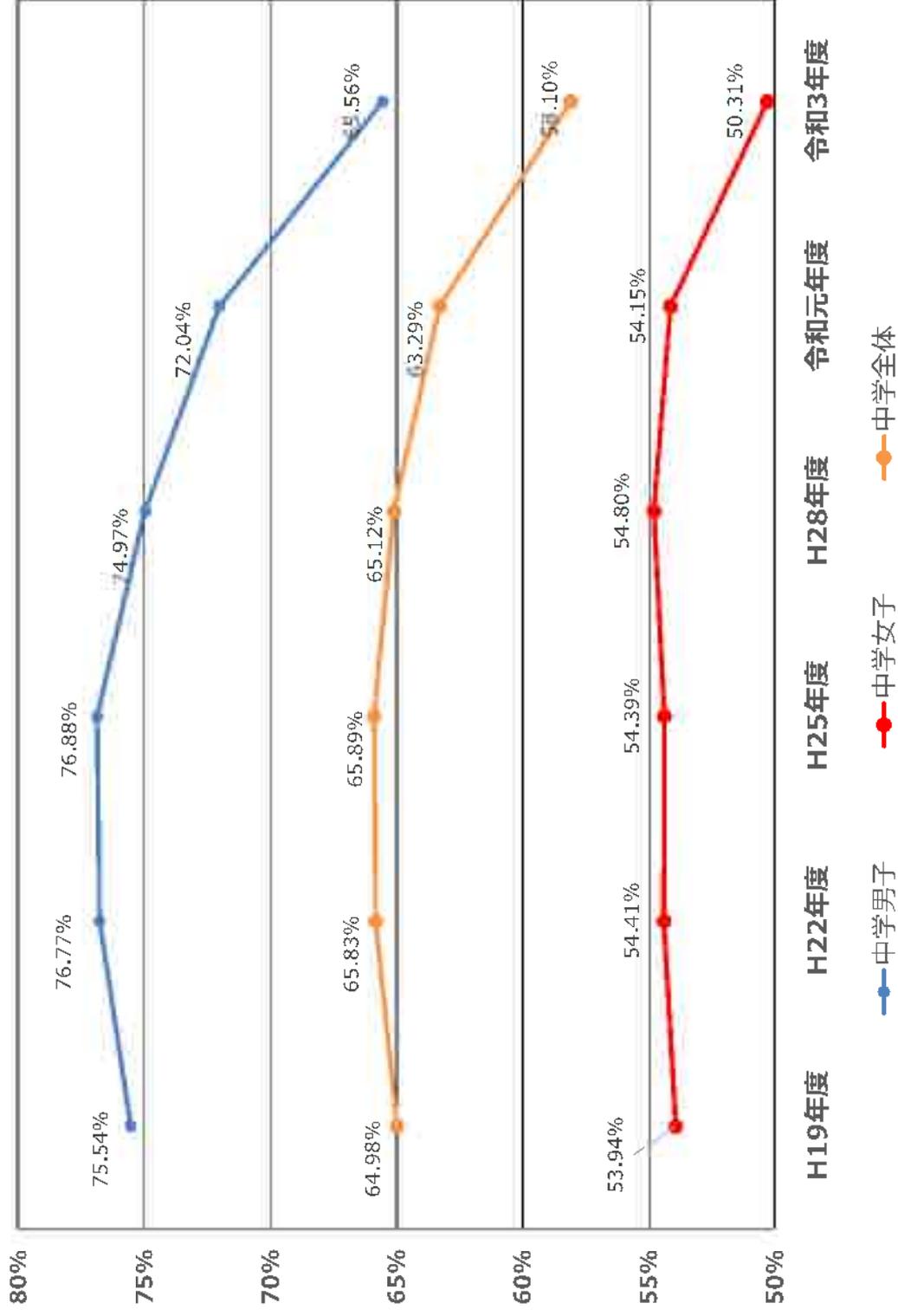
運動部当たりの参加人数（中学生）

- 1運動部当たりの参加人数は近年減少傾向にあり、令和3年度については、16.4人である。



運動部活動 参加率 (中学校)

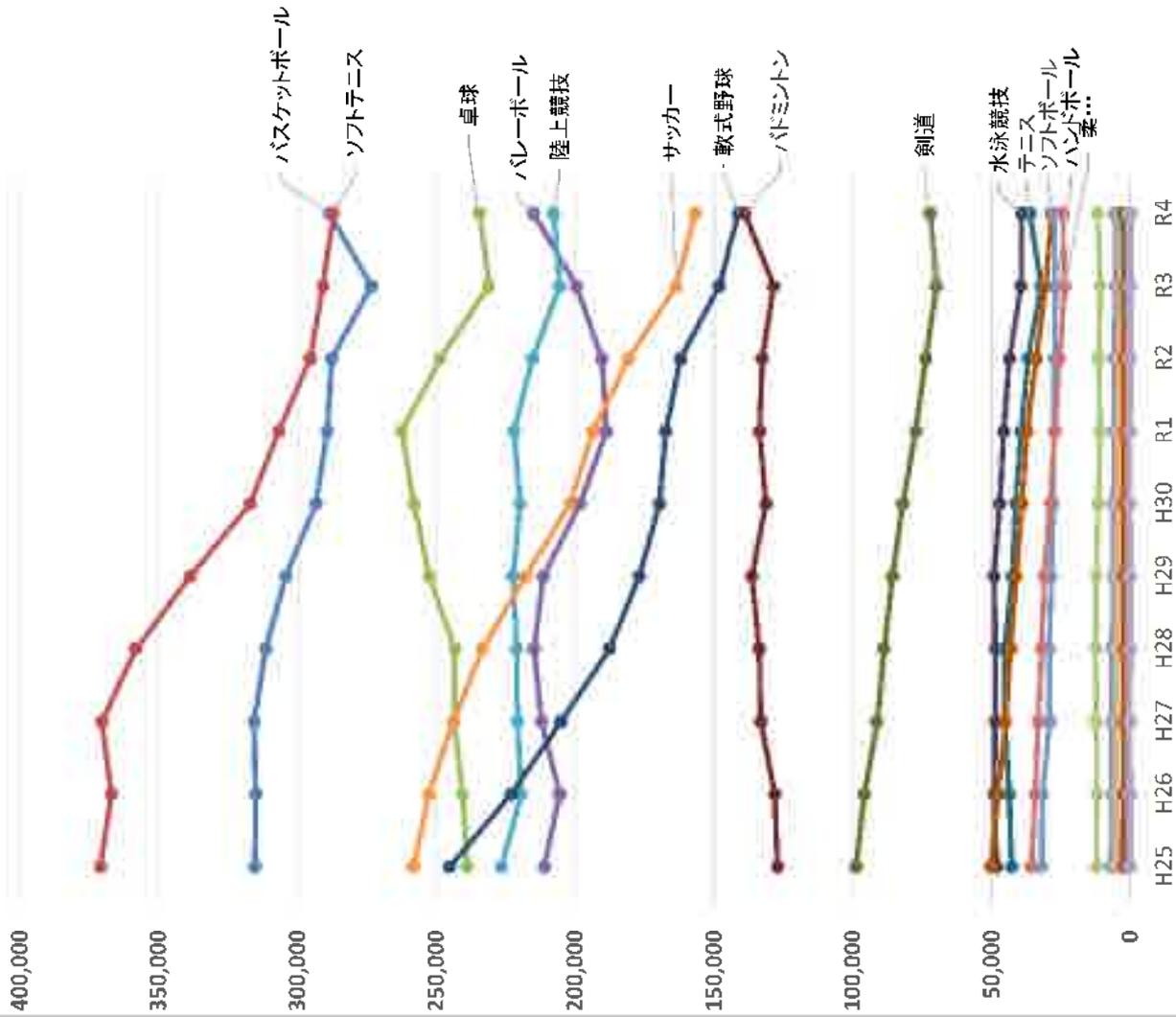
- 運動部活動への参加率は減少傾向にある。



運動部活動に加入している中学生数の推移

■ 競技別生徒数の推移（男女計）

競技	H25	R4	H25との比較 増減率	増減
バスケットボール	315,354	288,579	-8.49%	-26,775
ソフトテニス	371,121	287,165	-22.62%	-83,956
卓球	238,854	234,399	-1.87%	-4,455
バレーボール	211,259	215,036	1.79%	3,777
陸上競技	226,692	207,808	-8.33%	-18,884
リッカー	258,291	156,892	-39.26%	-101,399
軟式野球	245,219	141,320	-42.37%	-103,899
バドミントン	127,239	139,055	9.29%	11,816
剣道	98,913	72,322	-26.88%	-26,591
水泳競技	48,358	39,225	-18.89%	-9,133
テニス	42,883	36,334	15.27%	6,549
ソフトボ ル	50,418	28,475	43.52%	21,943
ハンドボ ル	32,205	27,620	14.24%	4,585
柔道	35,809	24,386	-31.90%	-11,423
弓道	12,269	11,934	2.73%	335
フグビー	7,152	5,767	19.37%	1,385
体操競技	6,387	4,547	-28.81%	-1,840
新体操	4,825	3,705	-23.21%	-1,120
空手	2,315	2,678	15.68%	363
スキー	2,641	2,020	-23.51%	-621
ホッケー	1,515	1,402	-9.26%	-113
相撲	1,343	827	-38.42%	-516
アーチェリー	703	820	7.47%	57
なぎなた	834	680	-18.47%	-154
スケート	550	510	-7.27%	-40
アイスホッケー	500	442	-11.60%	-58
レスリング	96	183	90.63%	87
フィギュア	51	26	-49.02%	-25
合計	2,343,886	1,934,157	-17.48%	-409,729

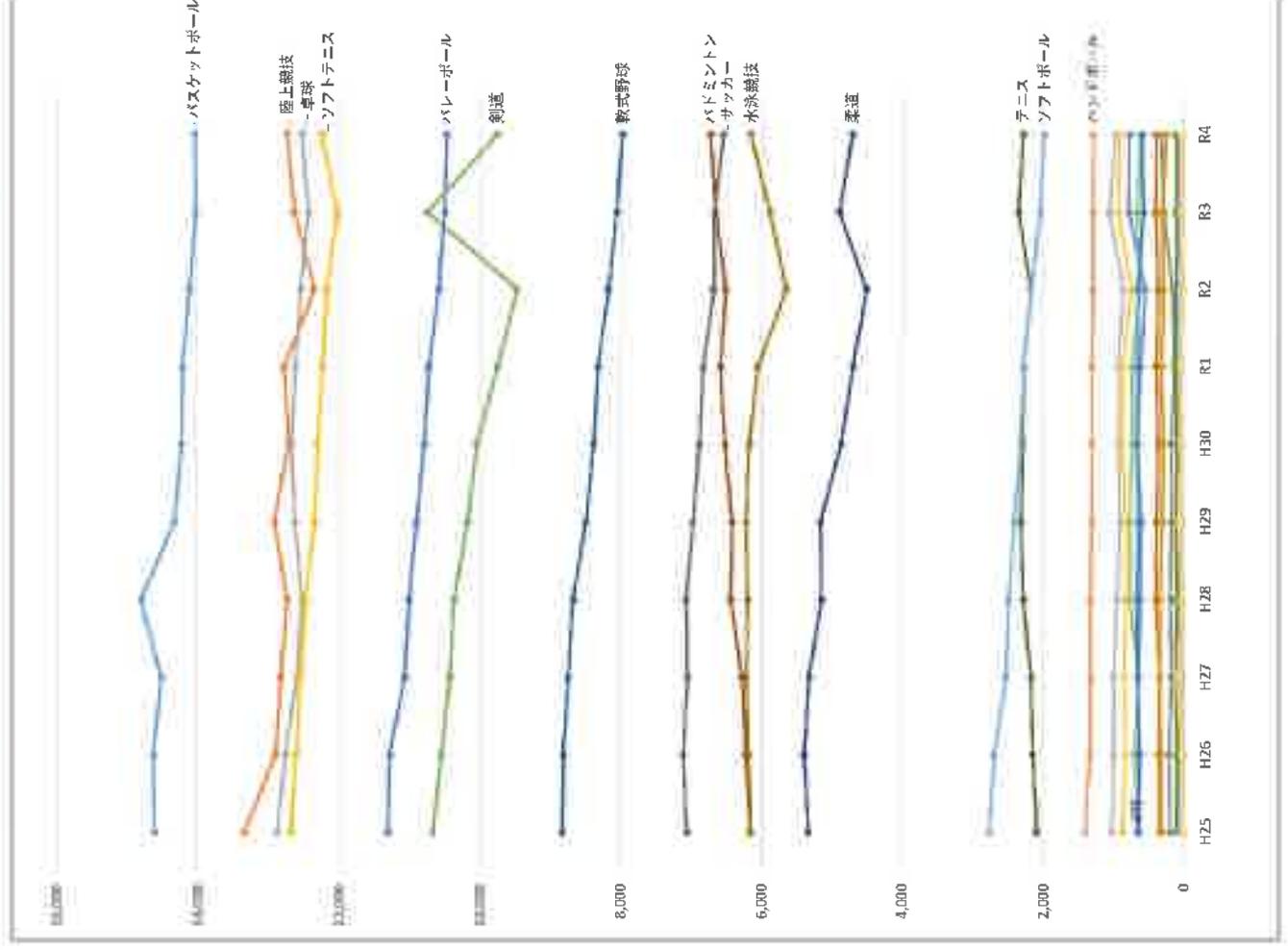


(出典) (公財) 日本中学校体育連盟「加盟校・加盟生徒数調査」の調査結果を元に作成。

中学校における競技別運動部活動数(学校数)の推移

■ 競技別運動部活動数の推移(男女計)

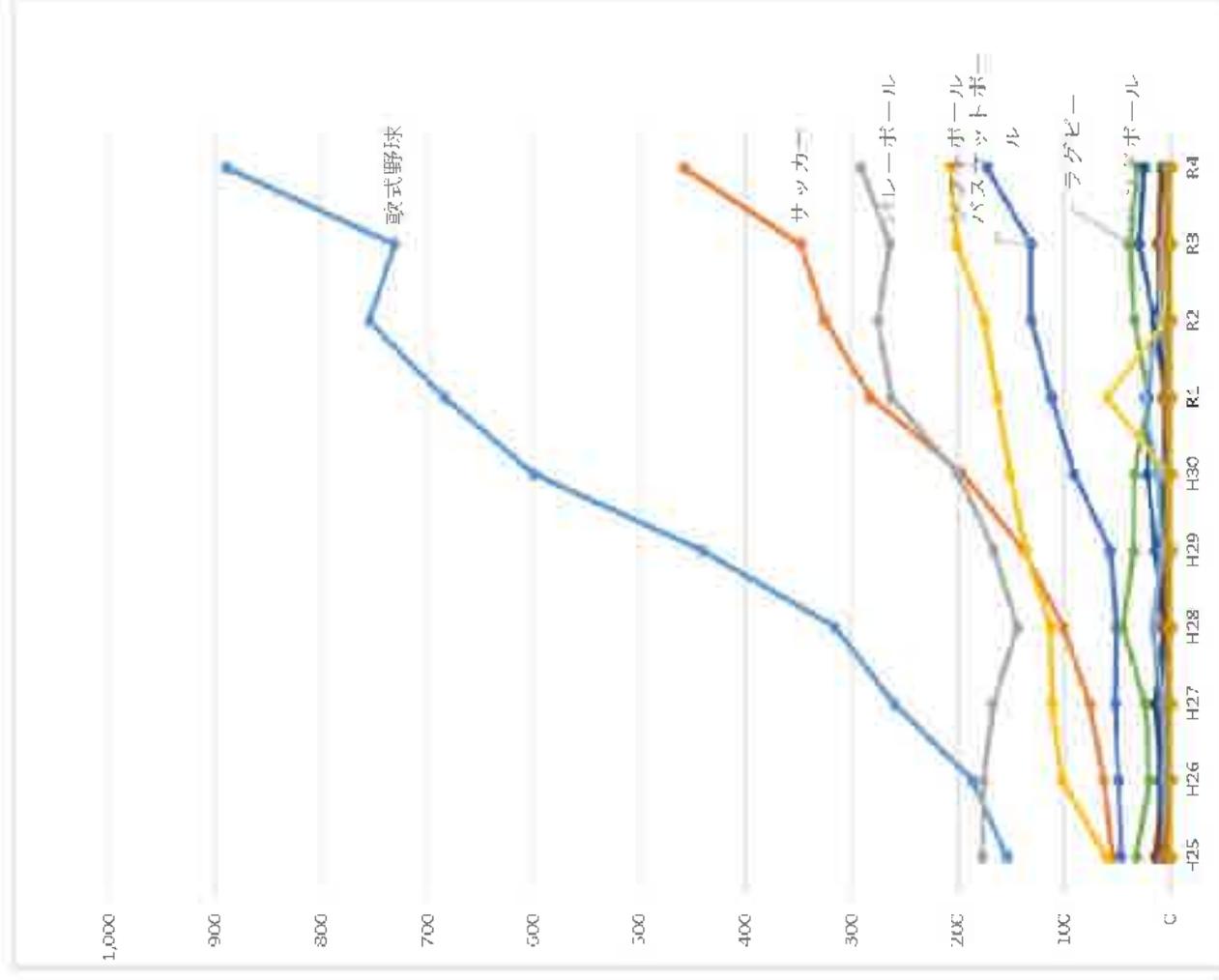
競技	H25	R4	H25との比較	
			増減率	増減
バスケットボール	14,611	14,045	3.87%	-566
陸上競技	13,345	12,736	4.56%	-609
卓球	12,881	12,526	2.76%	-355
ソフトテニス	12,683	12,245	3.45%	-438
バレーボール	11,314	10,470	7.46%	-844
剣道	10,675	9,751	8.66%	-924
軟式野球	8,838	7,975	9.76%	-863
バドミントン	6,164	6,729	9.17%	565
サッカー	7,062	6,546	7.31%	-516
水泳競技	6,164	6,159	0.08%	-5
柔道	5,341	4,714	11.74%	-627
テニス	2,098	2,292	9.25%	194
ソフトボール	2,773	1,991	28.20%	-782
ハンドボール	1,415	1,298	8.27%	-117
体操競技	1,036	974	5.98%	-62
新体操	884	920	4.07%	36
スキー	675	780	15.56%	105
空手	651	627	3.69%	-24
弓道	651	604	7.22%	-47
ラグビー	352	403	14.49%	51
スケート	205	321	56.59%	116
相撲	332	257	22.59%	-75
アイスホッケー	78	125	60.26%	47
ホッケー	109	112	2.75%	3
なぎなた	59	58	1.69%	-1
レスリング	23	43	86.96%	20
アーチェリー	49	37	24.49%	-12
フィギュア	39	18	53.85%	-21
合計	120,507	114,756	4.77%	-5,751



(出典) (公財) 日本中学校体育連盟「加盟校・加盟生徒数調査」の調査結果を元に作成。

中学校における合同部活動実施チームの推移

競技名	H25	R4	H25との比較	
			H25との比較	R4
軟式野球	154	889	477.3%	735
サッカー	55	458	732.7%	403
バレーボール	177	291	64.4%	114
ソフトボール	61	207	239.3%	146
バスケットボール	47	173	268.1%	126
ラグビー	32	31	-3.1%	-1
ハンドボール	10	25	150.0%	15
アイスホッケー	14	9	-35.7%	-5
スケート	0	8	—	8
ホッケー	5	8	60.0%	3
卓球	9	6	-33.3%	-3
柔道	6	3	-50.0%	-3
剣道	7	3	-57.1%	-4
陸上競技	5	2	-60.0%	-3
ソノトテニス	3	2	-33.3%	-1
水泳競技	0	1	—	1
バドミントン	5	1	-80.0%	-4
相撲	0	1	—	1
スキー	0	1	—	1
体操競技	5	0	-100.0%	-5
新体操	0	0	—	0
空手	0	0	—	0
合計	595	2,119	256.1%	1,524



(出典) (公財) 日本中学校体育連盟「加盟校・加盟生徒数調査」の調査結果を元に作成。

【部活動の意義】

- 生徒のスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保。
- 生徒の自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養。生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築。

【部活動の課題】

- 少子化の進展により、従前と同様の学校単位での運営は困難。学校や地域によっては存続が厳しい。
- 必ずしも専門性や意思に関わらず教師が顧問を務める指導体制の継続は、学校の働き方改革が進む中、より困難。



- 少子化が進む中でも、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保。
- 「地域の子供たちは、地域で育てる」という意識の下、地域のスポーツ・文化資源を最大限活用。生徒のニーズに応じた多様な活動を実現。
- 生徒のみならず、地域住民にとってもより良いスポーツ・文化芸術の環境整備。スポーツ・文化芸術による「まちづくり」。

部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備に係る
最近の取組の経緯（令和4年度）

6月 運動部活動の地域移行に関する検討会議 提言

8月 文化部活動の地域移行に関する検討会議 提言

7月 スポーツ庁長官から日本スポーツ協会、日本中学校体育連盟等への要請
（大会の在り方の見直し等）

※文化庁からも、全日本吹奏楽連盟等に対し、要請している。

11月 ○令和3年度における運動部活動及び文化部活動の地域移行等に関する実践研究事例集 公表

○「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（案）」公表
（意見募集を11月17日から12月16日まで実施）

○令和4年度補正予算：地方公共団体が行う移行体制の構築に必要な経費

12月 ○令和5年度予算案 閣議決定

※地域移行を進めるための実証事業の実施や部活動指導員の配置等に係る経費

○「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」策定・公表

3月 ○令和5年度予算 政府案どおり成立

○ガイドライン解説動画、ポータルサイト、ポスター・チラシの作成

*部活動改革ポータルサイト（スポーツ庁HP）

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413_00003.htm

1. 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に 関する総合的なガイドライン

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】



- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
- 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
- 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。

※ I は中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。II～IVは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・ 教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・ 部活動指導員や外部指導者を確保
- ・ 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・ 週当たり2日以上以上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・ 部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・ 地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形での環境整備を進める

II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・ 地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・ 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・ 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・ 休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・ 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・ 困窮家庭への支援

Ⅲ 学校部活動の地域連携や 地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・ **まずは休日**における地域の環境の整備を着実に推進
- ・ **平日の環境整備はできるところから**取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・ ①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、**段階的な体制の整備**を進める
※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・ **令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間**として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り**早期の実現を目指す**
- ・ 都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

Ⅳ 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 大会参加資格を**地域クラブ活動の会員等も参加**できるよう見直し
※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
・ **できるだけ教師が引率しない体制の整備**、運営に係る適正な人員確保
- ・ **全国大会の在り方の見直し**（開催回数精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）

※スポーツ庁ホームページ

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00014.htm



学校部活動

【位置付け】学校教育の一環（教育課程外）

指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付



学校部活動の地域連携

■ 合同部活動の導入や部活動指導員等の適切な配置により生徒の活動機会を確保

指導者	部活動指導員等、関係校の教師 （※アット・アライスト等の人材を含む）
参加者	関係校の生徒
場所	拠点校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

■ 少子化の中、持続可能な体制にする必要（学校や地域によっては存続が厳しい）

■ 地域の実情に応じた段階的な体制整備

地域の実情に応じ、当面は併存

休日の地域クラブ活動

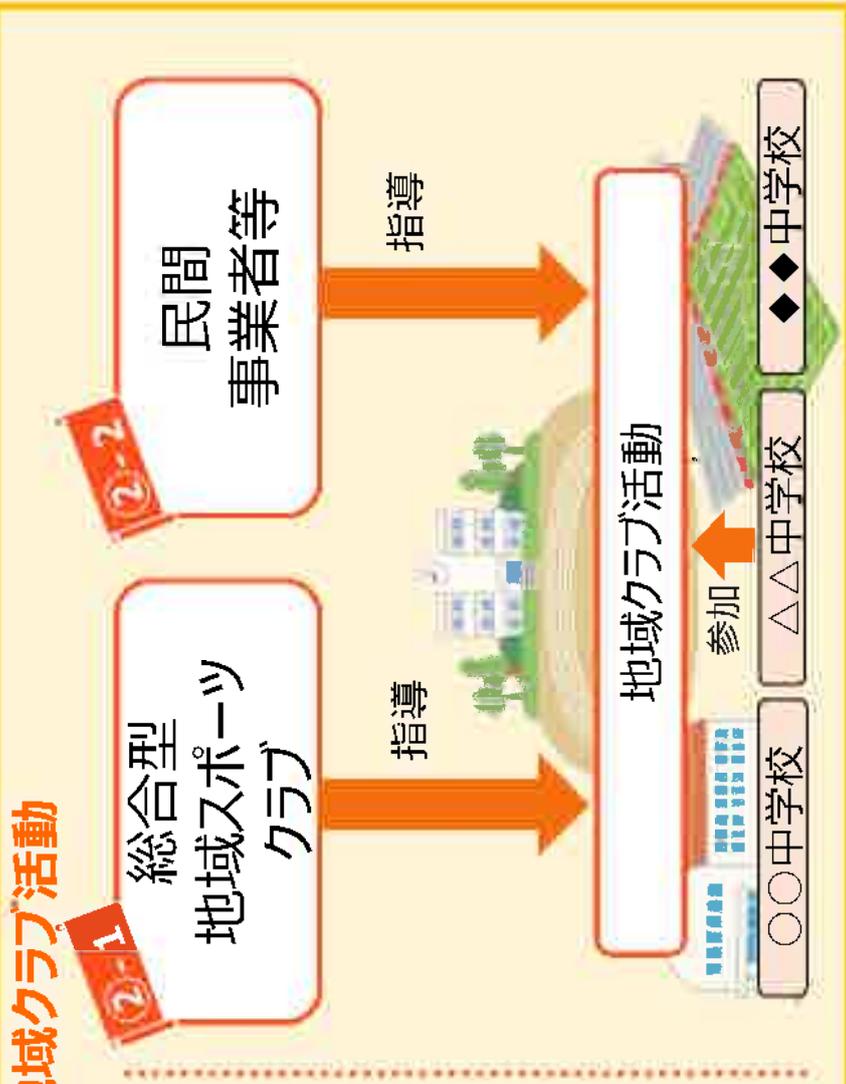
【位置付け】学校と連携して行う地域クラブ活動
（法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術）

■ 地域の多様な主体が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

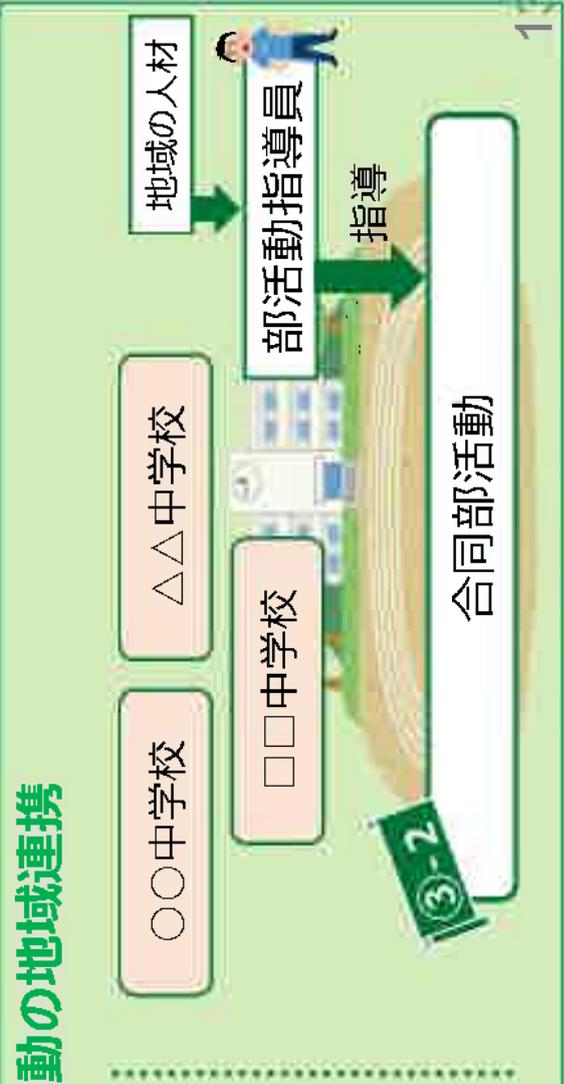
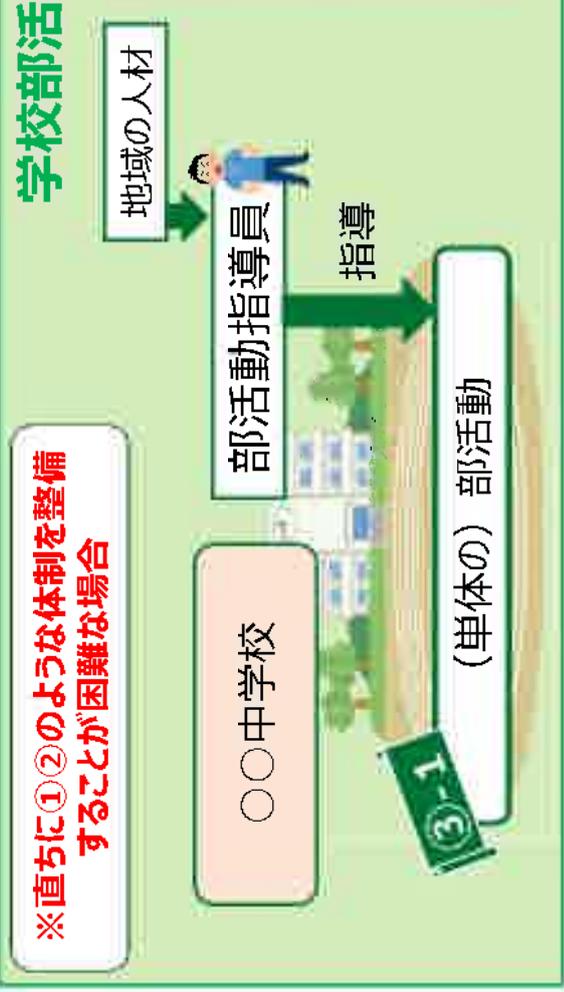
運営団体・実施主体	① 地方公共団体（※複数地方公共団体の連携を含む） ② 多様な組織・団体（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、プロチーム、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等）
指導者	地域の指導者（一部教師の兼職兼業）
参加者	地域の生徒（※他の世代と一緒に参加する場合を含む）
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等が有する施設
費用	可能な限り低廉な会費 + 用具、交通費等の実費
補償	各種保険等



休日の地域クラブ活動



学校部活動の地域連携

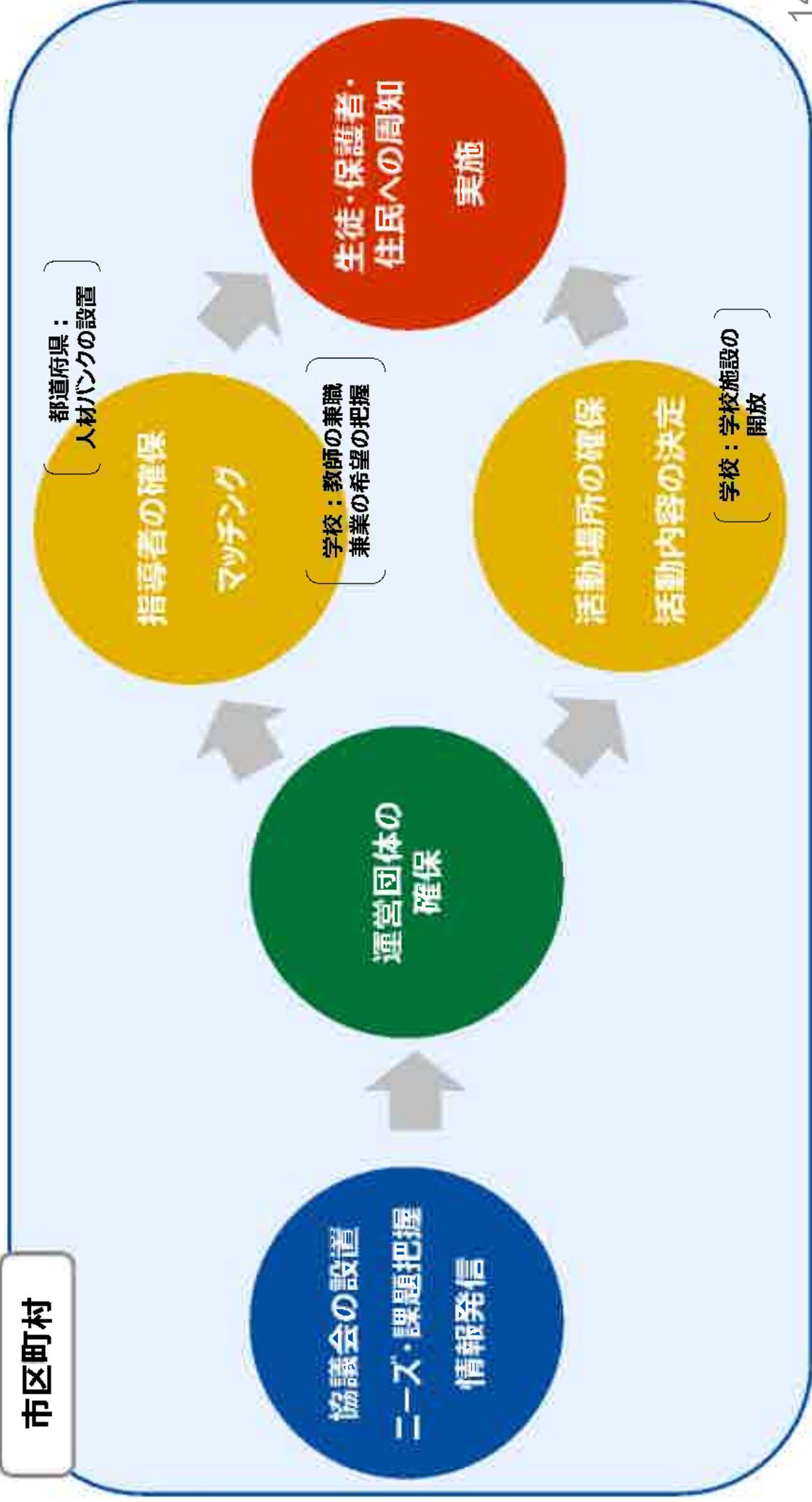


休日の部活動の地域移行に係る手順の流れ（イメージ例）

都道府県

協議会の設置 方針の提示 情報発信

市区町村



休日の部活動の地域移行に係る要素（例）

	関係者の巻き込み・合意形成	運営団体の確保	指導者の確保	その他の環境整備	実施
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・協議会を設置 ・方針の提示 ・手引やHPの作成、説明会の実施等を通じて情報を発信 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・都道府県単位のスポーツ・文化芸術団体との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・指導者の発掘・把握 ・人材バンクの設置 【教育委員会】 ・兼職兼業の規定・運用の改善 	<ul style="list-style-type: none"> 【協議会】 ・施設利用の効率的運用等を検討し、利用ルール等を策定 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・活動を広く周知
市区町村	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・教育委員会等とも連携し、協議会を設置 【協議会】 ・関係者へのヒアリング等を実施 ・ニーズ・課題を把握 【スポーツ・文化主管課】 ・手引やHPの作成、説明会の実施等を通じて情報を発信 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署・協議会】 ・地域スポーツ・文化活動を担う運営団体を確保 【協議会】 ・運営団体との連携体制を構築 	<ul style="list-style-type: none"> 【協議会】 ・人材バンクの活用 ・地元の民間企業・大学等との連携 ・地域人材の掘り起こし 【協議会】 ・運営団体・実施主体とのマッチングを実施 	<ul style="list-style-type: none"> 【協議会】 ・学校施設や社会教育施設等の活動場所を確保 ・施設利用の効率的運用等を検討し、利用ルール等を策定 【協議会】 ・地域クラブ活動における活動内容を決定 	<ul style="list-style-type: none"> 【スポーツ・文化振興担当部署】 ・活動を周知し、実施
スポーツ・文化芸術団体、民間事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・上記協議会への参画 ・上記ヒアリングの対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記取組への協力・参画 	<ul style="list-style-type: none"> ・人材バンクへの人材登録 ・研修等を通じた指導者の質・量の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 【運営団体】 ・地域クラブ活動における具体的な活動内容を決定 	<ul style="list-style-type: none"> 【運営団体】 ・活動を周知し、実施
学校	<ul style="list-style-type: none"> ・上記協議会への参画 ・教師のニーズ把握 ・生徒・保護者のニーズ把握 		<ul style="list-style-type: none"> ・教師の兼職兼業の希望の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用ルールに基づく学校施設の開放 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有 ・地域クラブ活動について周知

休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の方向性について

○学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(令和4年12月) 抜粋

2 休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の段階的推進

ア **休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行**については、**国として、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付けて支援しつつ、各都道府県及び市区町村においては、地域スポーツ・文化芸術環境整備のための取組を重点的に行っていくため、後記3の推進計画の策定等により、休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行を進める**。その際、例えば中山間地域や離島をはじめ、**市区町村等によっては合意形成や条件整備等のため時間を要する場合も考えられることから、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すこととし、国及び都道府県は適切に指導助言を行う。**

イ 国、都道府県及び市区町村は、**改革推進期間終了後において、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に係る進捗状況等を評価・分析し、継続して地域のスポーツ・文化芸術環境の充実に取り組む。**

学校部活動の地域連携・地域移行に関する制度の運用

※「『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』の策定及び学校部活動の地域連携・地域移行に関する関連制度の運用について(通知)(令和4年12月27日付 スポーツ庁次長等)」において、以下の内容を通知。

1. 教師の兼職兼業について

これまで、教師等の兼職兼業の取扱いについて、「『学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について』を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について(令和3年2月17日付 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知)」を周知。今後、各地方公共団体における**兼職兼業の許可の円滑な手続きに資するため、分かりやすい手引きをなるべく速やかに示す予定。**

※「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について」を令和5年1月30日に公表済
https://www.mext.go.jp/content/20230130-mxt-syoto01-000025338_5.pdf

2. 学習指導要領解説の見直し等について

今後、国が行う実証事業等の状況も踏まえ、**学習指導要領解説における関連の記載の見直し**を行う予定。
教育課程外の活動である部活動については、現在、**学習指導要領の総則**に関連の記載が盛り込まれているところ、今後の部活動の地域連携や地域クラブ活動への**移行の進捗状況の検証等を踏まえ、次期改訂時に合わせて、その見直しを検討する予定。**

【都道府県教育委員会等において、適切に対応・検討いただきたい事項】

3. 教師の人事における部活動の指導力の評価等について

教師の採用において、面接や志願書類などについて、教師が部活動の指導をすることを前提として部活動指導に係る意欲や能力等を評価している場合について、学校部活動の状況や地域におけるスポーツ・文化芸術環境の整備状況等も勘案して、**必要ない見直しを行うこと**(教師の人事配置においても、部活動指導に係る能力等を過度に評価している場合は、適切に見直しすること)。

初任者研修等に十分な時間を確保することが求められる新規採用の教師や、育児や介護等の事情を抱える教師に配慮する観点から、部活動指導に関する取扱いを明確化すること。

4. 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱いについて

高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱いについては、これまでと同様、各高等学校及びその設置者において判断すべきものであるが、今後の選抜の在り方について検討する際は、①学校部活動・地域クラブ活動の評価方法の明確化、②調査書への記載に当たっては、単に大会成績等のみを記述するだけでなく、活動からうかがうことのできる生徒の長所、個性や意欲等に言及するなど、記載を工夫するとともに、調査書に限らず、生徒による自己評価資料等の方法を用い、多面的に評価していくことも考えられること、③中学校の教師の負担軽減に留意すること。



教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業（まとめ）

- 地方公務員である公立学校の教師等（常勤・非常勤を問わず、事務職員等を含む。以下同じ。）は、
 - ① 当該教師等が希望する場合であって、
 - ② 地方公務員法第38条や教育公務員特例法第17条等の規定に基づき、
 - ③ 服務を監督する教育委員会（以下「服務監督教育委員会」という。）の許可を得た場合には、兼職兼業を行うことが可能です。 ※パートタイム会計年度任用職員は兼職兼業の許可は不要。
- 地域クラブ活動に従事することを希望する教師等については、学校以外の主体である地域団体の業務に報酬を受けて従事することとなるため、一般的な手続きとして、兼職兼業希望先からの依頼状を基に上司である校長等へ相談・了承の上、服務監督教育委員会の兼職兼業の許可を得て、地域団体の業務に従事することとなります。
- 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の手続きが円滑に行われるよう、服務監督教育委員会内の教職員の服務を監督する部署は、必要な関係規程※・運用の見直しを行うことはもとより、兼職兼業制度や手続き等の理解増進に向け、部活動を担当する部署等の関係部署や首長部局、地域クラブ活動の実施主体、兼職兼業を希望する教師等や当該教師等の所属する学校等への関係法令や手続きの周知をはじめ、当該部署等と連携して対応することが重要です。
※都道府県の定める条例等で規定されている場合は、当該都道府県において当該規程について見直すことも考えられます。
- また、服務監督教育委員会は、保護者や地域住民の理解と協力を得られるよう、部活動の地域移行の趣旨・目的や子供達の活動機会の確保や持続可能な活動環境の整備に向けた指導者確保のための教師等の兼職兼業の必要性等について説明をする必要があります。
- 「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」において、兼職兼業に係る詳細な内容や事例、指揮命令権や労働時間等の兼職兼業を行う上でのポイントや留意事項をまとめてまいりますので、服務監督教育委員会や校長だけでなく、兼職兼業を希望する教師等においても、ご活用ください。

2. 事例集等

令和4年度における運動・文化部活動の地域移行等に関する 実践研究事例集について(令和5年9月)



事例集 目次

1. はじめに
2. 実践研究の概要
3. 実践研究の成果
 - (1) 休日の部活動の段階的な地域移行
 - (2) 合同部活動の推進/短期間・効果的な活動の推進
 ※自治体における取組の経費や財源についても記載
4. 実践研究先一覧



運動部活動

コラム 今年度の事例集から、地域移行に関するよくある質問や、責任の所在を定めている事例などを盛り込んだコラムを記載

1. はじめに
2. 事業の概要
3. 実践研究の概要
4. 事例
 - 地域部活動推進事業
 - 地域文化倶楽部（仮称）創設支援事業



文化部活動

事例集 全体版はこちら

- 運動部活動の地域移行等に関する実践研究事例集 <https://www.kobu-jp.net/contents/0001/01/01.html>
- 文化部活動の地域移行等に関する実践研究事例集 <https://www.kobu-jp.net/contents/0001/01/01.html>

主な内容

運営形態の類型イメージ

市区町村運営型	地域団体・人材活用型
地域スポーツ・文化芸術団体や地元企業、大学等）や地域の指導者と連携し、運営する形で実施	任意団体設立型
市区町村が任意団体（一般社団法人や協議会等）を創設し、任意団体が運営する形として実施	競技団体連携型
市区町村が競技団体と連携して運営する形として実施	総合型地域スポーツクラブ運営型
総合型地域スポーツクラブが運営する形として実施	体育・スポーツ協会運営型
体育・スポーツ協会が運営する形として実施	民間スポーツ事業者運営型
民間スポーツ事業者が運営する形として実施	文化芸術団体等運営型
地域の文化芸術団体等が運営する形で実施	その他の類型
学校と関係する団体や地域学校協働本部、スポーツ・文化コミュニケーション等が運営する形として実施	その他

- 実践研究の課題、成果や実践研究の成果や好事例を踏まえ、休日の地域移行における運営形態の類型イメージや地域移行の要素の例を提示。
- 各取組事例のポイントや基礎情報、特徴的な取組等を中心に紹介し、コラムでは、平日の一員指導の取組等、各自治体に参考いただきたい情報を掲載。

※上記のほか、スポーツ少年団、競技団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、フィットネスジム、大学など多様な主体による運営が考えられる。

令和4年度における運動部活動の地域移行等に関する 実践研究事例集について①（令和5年9月）



実践研究の成果

休日の運動部活動の段階的な地域移行

市区町村の取組事例（運営形態の類型別のイメージ）

取組事例	事例概要	実施地域
A-1 地域団体・ 人材活用型	市区町村教委が地域の団体（地域スポーツ団体や地元企業、大学等）や地域の指導者と連携し、運営する形で実施	埼玉県さいたま市 神奈川県 秦野市 福岡県 宗像市
A-2 任意団体設立型	市区町村が任意団体（一般社団法人や協議会等）を創設し、任意団体が運営する形として実施	長野県 飯島町
A-3 競技団体連携型	市区町村が競技団体と連携して運営する形として実施	新潟県 長岡市 福井県 美浜町
B-1 総合型地域 スポーツクラブ 運営型	総合型地域スポーツクラブが運営する形として実施	山形県 雫川村 福島県 会津若松市 新潟県 村上市 富山県 朝日町 京都府 舞鶴市 長崎県 長与町
B-2 体育・スポーツ 協会運営型	体育・スポーツ協会が運営する形として実施	福島県 会津若松市 富山県 黒部市 静岡県 静岡市 静岡県 浜川市
B-3 民間スポーツ 事業者運営型	民間スポーツ事業者が運営する形として実施	埼玉県 白岡市 沖縄県 うるま市
C-1 その他の類型	学校と関係する団体や地域学校協働本部、スポーツ・文化コミッション等が運営する形として実施	滋賀県 彦根市 石川県 宝達志水町

市区町村の取組事例（一覧）

埼玉県さいたま市	指導者会員を対象として、子供の主体性を引き出す「コーチングスキル研修」を実施
神奈川県 秦野市	「秦野市地域部活動指導ハンドブック」を作成して、関係者との共通理解を図り、地域クラブ活動を実施
福岡県 宗像市	市のスポーツ部局が中心となり、受け皿となる地域スポーツクラブの設立・持続可能な運営をサポート
長野県 飯島町	少年スポーツ団体連絡協議会が中心となり地域クラブを発足 今後、多数の自治体が参画する広域地域クラブの設立を検討
新潟県 長岡市	競技団体と綿密な情報提供・意見交換会を実施
福井県 美浜町	県の競技団体が地域スポーツクラブを創設し、中高一貫指導体制を構築
山形県 雫川村	競技団体等と連携した指導者の確保、スクールバスの活用
福島県 会津若松市	競技種目の状況に応じた2つの地域移行体制を構築
新潟県 村上市	各中学校区での合意形成に向けた取組、スポーツ少年団と連携した指導者の確保
富山県 朝日町	地域と学校が連携、協力した総合型地域スポーツクラブを創設・運営。移動手段として、「こどもノックカル」の実証実験を開始
京都府 舞鶴市	総合型地域スポーツクラブが中心となり、「ゆる部活」や「トレーナー部活」を実施
長崎県 長与町	総合型地域スポーツクラブが受け皿となり地域移行を進め、令和5年度から休日の全ての運動部活動を地域スポーツクラブ活動へ移行
富山県 黒部市	地域クラブ活動に係る費用について、受益者負担で制度設計
静岡県 静岡市	エリア別の導入により学校間で部活動を支え合う仕組みを構築 自身の在籍する学校に無い部活動でも、エリア内の他校の活動に参加可能
静岡県 浜川市	市スポーツ協会と連携した指導者バンクの設置と、研修による指導者の量と質の確保
埼玉県 白岡市	地域スポーツクラブ活動の管理運営について、民間と連携。コミュニケーションアプリを活用し、平日・休日の一貫指導を実施
沖縄県 うるま市	民間事業者と部活動の地域移行に係る連携協定を締結
滋賀県 彦根市	学校支援ボランティア団体（地域学校協働本部）と連携し、地域クラブ活動を実施
石川県 宝達志水町	スポーツ文化コミッションと連携し、地域クラブ活動を実施

令和4年度における運動部活動の地域移行等に関する実践研究事例集について②（令和5年9月）



実践研究の成果

◆ 運営類型別の各自治体の取組事例



当事例の詳細はこちら

福岡県宗像市の取組

基礎情報

中学校数	7校
生徒数	2,677人
部活動数	63部活
総経費	750,418円
実践研究校数	2校
実践研究に取り組み始めた部活動数	18部活
実践研究に取り組み始めた種目	2種目

体制

<p>宗像市 中学運動部活動 改善検討協議会 地域クラブアドバイザー 市(スポーツ、学校部FAの職員) 宗像市教育委員会(指導者) 当該部活動担任(指導者) 当該部活動担任(指導者)</p>	<p>宗像市 中学運動部活動 改善検討協議会 WG会議 宗像市教育委員会(指導者) 当該部活動担任(指導者) 当該部活動担任(指導者) 当該部活動担任(指導者)</p>
---	--

経費

準備金	934,400円	270,000円
消耗品費	126,241円	83,141円
委員等参加費負担		
その他(審判室)		

課題

- 地域の受け皿となるスポーツクラブの立ち上げ(野球)や運営形態の見直し(バスケットボール)
- 地域クラブの中学校指導者への周知と理解促進、中学生への周知と地域スポーツクラブの部員確保(中学の部活生の取り込み)
- 学校と連携した役割分担(地域→土日、学校→平日)

成果

- 宗像市はスポーツ部門が先行して、受け皿となる地域クラブを創設。令和8年度から「休日の運動部活動を完全に地域移行」を目指している。

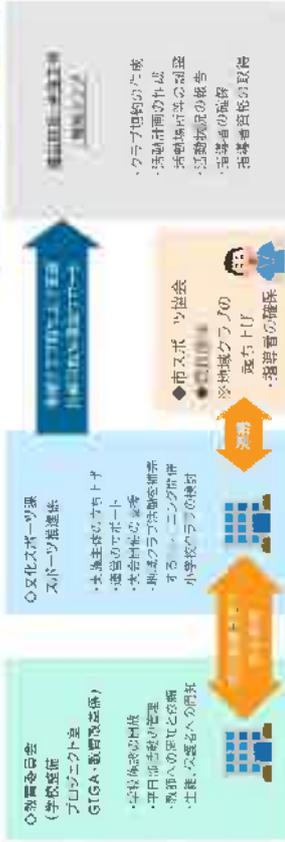
主な取組の概要

運営主体	宗像市トレーニングセンター(バスケットボールクラブ) 宗像市バスケットボール教室	責任主体	宗像市トレーニングセンター(バスケットボール教室) 宗像市バスケットボール教室
活動場所	宗像市立中学校グラウンド 日頃の里中学校体育館	活動種目	野球、バスケットボール
指導者	クラブの指導者 大学バスケットボール部所長の学生など	会費等	野球 5,000円/月 バスケットボール 徴収なし
移動手段	自転車、保護者の送迎など	保障	各自加入

特徴的な取組

オーダーメイドでの受け皿クラブの立ち上げ

- 本実践研究を通じて、中学校運動部活動改革のロードマップ(スケジュール)・基本方針、競技種目別の必要な受け皿クラブ数、受け皿クラブ立ち上げスケジュール、市担当部署の役割を決定することができた。また、中学校部活動の実態調査をもとに、必要となる受け皿クラブ数を最大で30クラブと算出。
- 地域クラブの立ち上げ支援として、コーチ陣への謝金補助、クラブ立ち上げ時に必要な消耗品等の補助、中学校の施設開放を行うことによる土日の活動場所の確保等を行っている。また、さらなる支援策として、コーチ資格等助成、中体連に代わる独自大会の開催補助を予定している。



今後の方向性

宗像市・宗像市教育委員会 部活動改革スケジュール(案)



令和4年度における文化部活動の地域移行等に関する 実践研究事例集について①（令和5年9月）



3. 実践研究の概要

地域部活動推進事業

〈運営形態別のイメージ〉

区分	形態	運営形態	実施地
市及び市轄区等	(A) 関係団体・個人等による	市区町村（教委等）が、地域の関係団体（地域の柔道文化芸術団体）や地域の指導者と連携し、運営する形で実施	No.1 秋田県大館市 No.9 三重県大牟田市 No.20 兵庫県三木市 No.28 長崎県佐世市
	(B) 関係団体・個人等による	市区町村（教委等）が、関係団体（一般社団法人や協議会等）を創設し、関係団体が運営する形として実施	No.7 兵庫県川西市 No.23 岡山県赤松市 No.32 山口県三和町
	(C) 関係団体・個人等による	地域の文化芸術団体が運営する形で実施	No.10 富山県小矢野市 No.13 福井県敦賀市 No.18 静岡県掛川市 No.25 徳島県鳴門市
市町村等	(D) 関係団体・個人等による	体育・スポーツ団体等が地域文化クラブを運営する形として実施	No.3 山口県防府市 No.5 埼玉県岡本市 No.21 愛知県津島市 (市教委と連携)
	(E) 関係団体・個人等による	民間の文化・スポーツ施設運営・管理者（会社）が運営する形として実施	No.22 鳥取県岩手町
その他	(F) 関係団体・個人等による	学校と関係する団体（保護者会等）や他校学校協働本部が運営する形として実施	No.6 千葉県夷隅郡大多喜町 No.11 岡山県明日香町 No.17 静岡県袋井市 No.18 愛知県豊田町
	(G) 関係団体・個人等による		

〈見えてきた課題〉

(A) 地域移行前 地域移行	<ul style="list-style-type: none"> 専任教員による指導者、吹奏楽の1人毎の指導者の継続的な確保 受入団体の確保 顧問と地域指導者の連携や指導方針の共通認識
(B) 地域移行中	<ul style="list-style-type: none"> 学校以外 学校利用 生徒、楽器の移動の方法（保護者による送迎、バス等利用） 施設使用料の発生 交合、会場の新設等のための、顧問対応の発生 音楽施設の利用、管理方法の明確化
(C) 地域移行後	<ul style="list-style-type: none"> 保護者負担の適正な金額の設定、保護者の理解 指導者に対する適正な料金単価の設定 運営費、指導者謝金、施設使用料の削減等

取組事例紹介（地域部活動推進事業）

No.1	秋田県大館市	P14	吹奏楽
活動場所：市内9中学校 参加者：市内9中学校 159名 指導者：地域の指導者吹奏楽指導経験者、演奏家 4名	活動日：土曜日または日曜日 活動回数：高難易度型 各校2回 地域合同型 4回	<p>〈指導者の量・質の確保〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内9中学校で4人の専門講師（全体合奏・管楽器・木管楽器・打楽器の指導者）を共有し、市内で同じ指導を受けられる体制づくり。 市吹奏楽連盟からの指導者の推薦・紹介。 中学校での指導経験のない地域の見守り指導者が、運営に関わりながら専門講師の指導方法を学ぶなど、将来的な地域指導者を育成する。 中学校での指導員から、中学生への個別のみ、ペア対面防止等を行う日頃を工夫していることを話し合いを設けた。 <p>〈施設・鍵の管理〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 時間による鍵の管理による管理。（顧問、副顧問2名体制での持帰・利かめ、1名が他校務を行うための持帰と分けた。） <p>〈普及・啓発〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係団体の会議等へ参加、地域移行の目的説明を行うことにより、学校や顧問、関係団体の意識改革。 <p>〈費用負担〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 参加1人 500～1,000円/回 専門講師の謝金が発生したことにより、長期間で集中し、取組の実施となす。 	<p>〈地域部活動推進事業〉</p> <p>〈費用負担〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 参加1人 500～1,000円/回 専門講師の謝金が発生したことにより、長期間で集中し、取組の実施となす。
No.9	香川県仲度市	P22	吹奏楽
活動場所：中条川学校、黒川中学校音楽室 参加者：中条川 30名、黒川中 8名 指導者：地域指導者 1名、PTAによる県外指導者 2名	活動日：平日週4日、休日週2日 活動回数：週1回（3高部）	<p>〈教員の負担軽減〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 指導経験の豊富な顧問と経験の少ない顧問のいる吹奏楽部を連携し、外部指導者や外部指導者等による活用による活動指導に依存する指導体制。 <p>〈指導者の量・質の確保〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の外部指導者、インターネット上のサポート動画（愛知県吹奏楽連盟制作）・県外（埼玉及び千葉県）の指導者からのPTA指導（動画のやり取りによる指導）を組み合わせた、顧問の自己採点及び地域移行に向けた有効な人材の確保を推進。 <p>〈費用負担・財源確保〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 生徒会費等からの活動助成金（中条中）7,000円、（黒川中）5,000円 公益的な地域団体がらゐる寄付金 合同練習のため、市バスや借入バス、楽器は地元のトラック後利用 	<p>〈地域部活動推進事業〉</p> <p>〈費用負担・財源確保〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 生徒会費等からの活動助成金（中条中）7,000円、（黒川中）5,000円 公益的な地域団体がらゐる寄付金 合同練習のため、市バスや借入バス、楽器は地元のトラック後利用

令和4年度における文化部活動の地域移行等に関する 実践研究事例集について②（令和5年9月）



No.20 兵庫県加古川市

P33 収養業

活動場所：別府中学校音楽室
参加者：別府中学校 22名
指導者：3地域の収養業経験者 1名

活動日：休日
活動回数：週1回（3時間）

・加古川市立別府中学校（R4）の実践研究を基に、炭浜市立北波中学校（R3拠点校）と連携し、

- ①教員の働き方改革
- ②地域に誇りをもてる文化
- ③活動場所の確保
- ④教員（顧問）と地域指導者等の連携
- ⑤地域指導者等への研修の実施
- ⑥費用負担のあり方

《教員の働き方改革》
休日の活動は、顧問は原則参加なし、大会等の引率・指導も地域指導者が担った。
→地域指導者が単任で引率する場合は、事前保護研修会等を行い、了承を得た。

《活動場所の確保・鍵の管理》
音楽室のみ校内セキュリティを別回課とし、出社での開錠が可能としたことにより、地域の指導者に会場の開放・施錠やセキュリティのセット・解除を依頼できた。

(B) 収養業

《指導者の確保》
オンラインミーティングを活用した指導者ができるような環境整備・場の拡大。
・ICTを活用し、他校との交流や合同練習等場所を問わず効果的な練習が実施できた。

《普及・啓発》
・専門委員会等で整理した課題について検討を行い、実証事例を「フレンド」のもと、同町・同会等で行った。

No.32 鹿児島県姪子町

P45 収養業

活動場所：与論中学校吹奏楽部教室
参加者：与論中学校 17名（年間37回）
活動日：主に土曜日 3時間（年間37回）

《課題》
9・20から6つの学年間の指導者がその地域から、専門的な指導ができていない状況にあることから、令和2年度末に、中学校、町教育委員会、地域のスポーツ・文化芸術団体等によって組織した「与論町地域活動推進協議会」を立ち上げ、地域移行を進めている。

《指導者の量・質の確保》
・SNSによる広報やオンライン説明会を実施。町民の間でも吹奏楽を地域で支えようという意識が高まり、これは「外部指導者」かつ2名に加え、地域指導者5名を追加で任用することができた。

・地域指導者6名は、平日はボランティア指導員、休日は地域指導者として、継続的な指導を欠かしていない。

《平日と休日の一貫指導》
・顧問教諭と地域指導者が協議する機会を年に複数回設けることにより、指導方針の共通理解を進めた。

(A) 収養業

指導者：音楽教室指導者 1名
兼職・ボランティアを受けた教員 2名
地域の音楽経験者 5名

《普及・啓発》
・地域活動推進協議会から、休日の部活動の地域移行を周知する文書を家庭に配布し、理解を求めた。

《費用負担》
・部費 2,000円/月
・保護者負担 約50,000円/年

No.13 神奈川県横浜市

P26 収養業（合同部活動）

活動場所：市内4中学校
参加者：63名
（各校中6名、角田中23名、松陵中17名、泉野中17名）
指導者：主に市内の楽器指導者（7～8名）

活動日：土曜日
活動回数：月2回

《活動場所等の確保》
・社会人吹奏楽団の協力・連携、楽器や楽器を共有。
・学校施設の利用に加え、各校の音楽室や教室等が活用。→会場準備のため、顧問・顧問が交代で担当し、おおよそが責任を担って行っている。→手間は手当の支給を校討する。

《教員の負担軽減》
・地域クラブ活動を行う日は、原則、学校部活動を行わない。
・アプリ活用により、生徒の欠席連絡等、保護者との円滑な連絡体制を構築。
《費用負担》
・合同部活動のため、各学校を経由する借上げバスを運行し、保護者の送迎負担を軽減。
・入団費 1,000円/月（体験料として）
・活動費 2,000円/月（バス借上げ、片付として）

(C) 収養業

《課題》
・NPO浜松生進音楽協議会が指導者の養成・質の確保のための認定研修を行っている。向法人より指導者を派遣し、指導者として、互いに適切な指導を進めようとしている。

《活動場所等の確保》
・校長の許可を経て、生徒が所属する中学校校舎を借用した。活動場所が学校施設であったため、スバアの運搬費、学校施設内に入った。

・小・中学校楽器室において、今後縮小・廃止の決まってくるため、楽器の確保を要する。

《課題》
・活動内容や下郡連絡のほとんどが指導者による。→活動の負担が大きい。
・技術指導に個人、顧問と地域クラブ活動の指導者の指導方針の差異が生じたため、生徒に困難をきたす可能性がある。

No.17 静岡県浜松市

P30 収養業

活動場所：可美中中学校音楽室
参加者：20名

指導者：NPO浜松生進音楽協議会 2名
活動回数：月2～3回（22回）

《指導者の量・質の確保》
・NPO浜松生進音楽協議会が指導者の養成・質の確保のための認定研修を行っている。向法人より指導者を派遣し、指導者として、互いに適切な指導を進めようとしている。

《活動場所等の確保》
・校長の許可を経て、生徒が所属する中学校校舎を借用した。活動場所が学校施設であったため、スバアの運搬費、学校施設内に入った。

・小・中学校楽器室において、今後縮小・廃止の決まってくるため、楽器の確保を要する。

《課題》
・活動内容や下郡連絡のほとんどが指導者による。→活動の負担が大きい。
・技術指導に個人、顧問と地域クラブ活動の指導者の指導方針の差異が生じたため、生徒に困難をきたす可能性がある。

(D) 収養業

指導者：NPO浜松生進音楽協議会 2名
活動回数：月2～3回（22回）

《課題》
・NPO浜松生進音楽協議会が指導者の養成・質の確保のための認定研修を行っている。向法人より指導者を派遣し、指導者として、互いに適切な指導を進めようとしている。

《活動場所等の確保》
・校長の許可を経て、生徒が所属する中学校校舎を借用した。活動場所が学校施設であったため、スバアの運搬費、学校施設内に入った。

・小・中学校楽器室において、今後縮小・廃止の決まってくるため、楽器の確保を要する。

《課題》
・活動内容や下郡連絡のほとんどが指導者による。→活動の負担が大きい。
・技術指導に個人、顧問と地域クラブ活動の指導者の指導方針の差異が生じたため、生徒に困難をきたす可能性がある。

長崎県 長与町

- ・ 長崎市北部の大村湾に面した町で、特産品のみかんをはじめ、いちじく、オリーブ、レモンなどが栽培される自然豊かな場所です。
- ・ 県内の町としては最大の人口を抱えており、中心部を流れる長与川や丘陵沿いには団地が立ち並びます。町内にJR駅が4駅あり、交通便利性も高く、子育て環境や教育環境が充実しているのが大きな魅力の一つで、自然環境と都市機能が調和した暮らしやすい町です。



人・緑・未来 つなぎ はぐむ ながよ
 ～幸福度 日本一のまちをつくる～

39,936人 (17,090世帯)
 【令和5年7月末時点】

子育て

教育

健康づくり

遊び心



● 長与町の面積



● 長与町立小・中学校の児童・生徒数一覧 (令和5年5月1日時点)

長与町立小・中学校	児童・生徒数	計
長与小学校	846人	2,352人
高田小学校	311人	
洗切小学校	262人	
長与北小学校	296人	1,077人
長与南小学校	637人	
長与中学校	538人	
長与第二中学校	356人	1,077人
高田中学校	183人	

● 長崎県立長崎北陽台高等学校



● 長崎県立大学シーボルト校



運動部活動から地域スポーツ活動への段階的な移行

※対象は長与中学校

種目	運動部活動			地域スポーツ活動		
	長与中	新二中	町田中	令和2年度	令和3年度	令和5年度
卓球	男女	男女	男女	◆融合教室	●7月～実践研究*	
バスケット	男女	男女	男女		●6月～実践研究	
バレー	男女	女			●8月～男、12月～女	
バドミントン	男女	男女	男女		●R5.3月～男女	
陸上	○	○	○		●10月～合同練習	
サッカー	○	○	○			
軟式野球	○	○	○			
ソフトテニス	男女	男女	男女		●11月～合同練習	
硬式テニス	○	○	○		●12月～合同練習	
柔道	○					
剣道	○	○				
弓道	○					
ラグビー	○					

●4月～
地域スポーツ活動

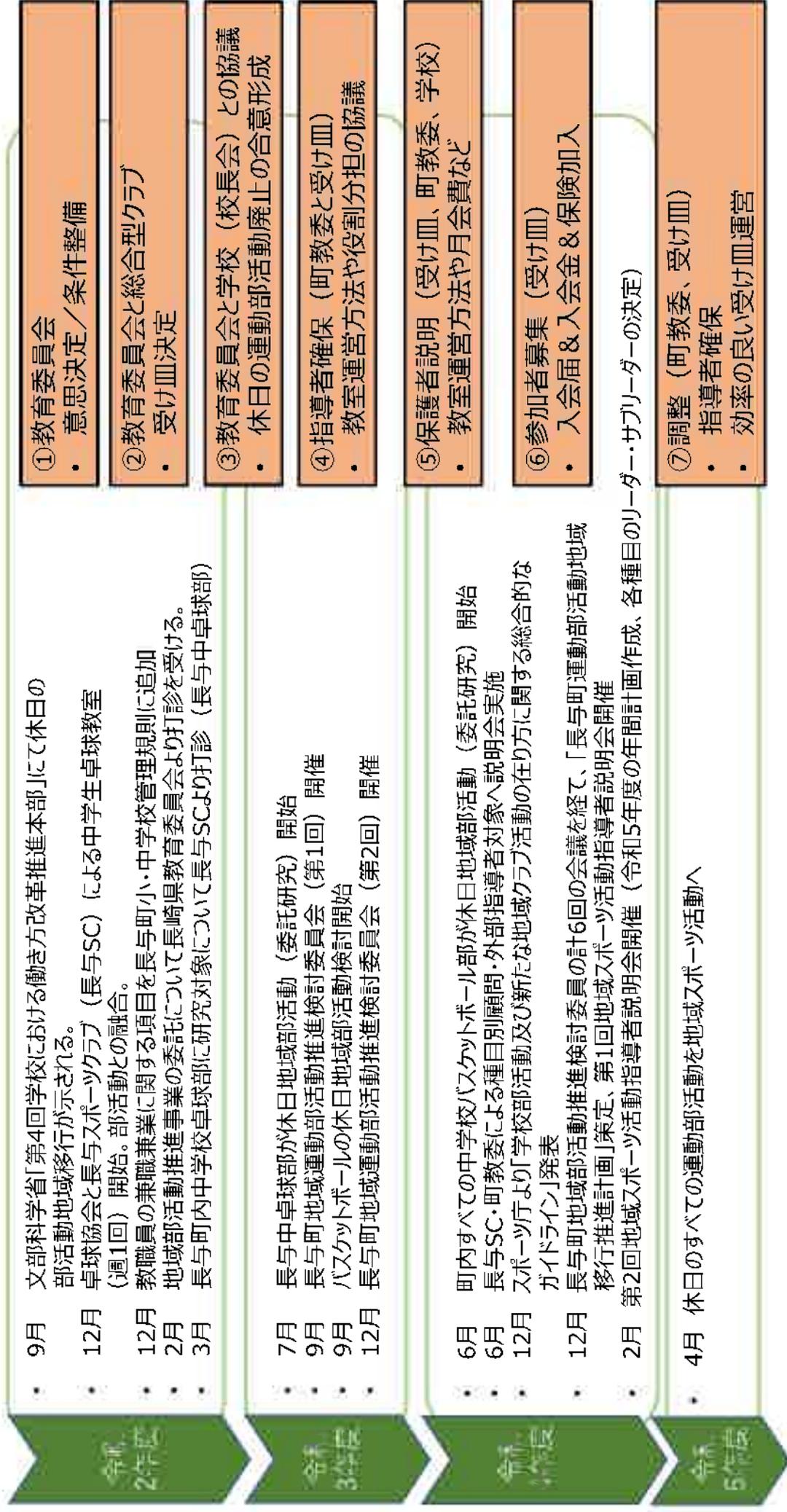
○町クラブ

現在の 長与町地域スポーツ活動 について (令和5年7月末時点)

- 12種目21活動
- 429名参加
- 指導者数 124名
(指導者91名※、大学生33名)
※カッカ内は、現職教員
(兼職兼業20名)の数

	卓球	陸上	サッカー	バスケットボール	バレーボール	バドミントン
活動の様子						
指導者数	12名(男17、女25)	6名(4)、4名 33名(男22、女11)	8名(4)、3名 50名(男47、女3)	5名(2)、1名	6名(3)、4名	13名、5名
参加者数	ソフトテニス 	硬式テニス 	軟式野球 	柔道 	剣道 	弓道 
指導者数	16名(2)、3名	6名(1)、6名	4名(2)、1名	5名(2)	6名、1名	4名、2名
参加者数	55名(男27、女28)	13名(男6、女7)	16名(男子のみ)	8名(男子のみ)	3名(男3)	28名(男10、女18)

地域スポーツ活動に至るまでの合意形成等プロセス



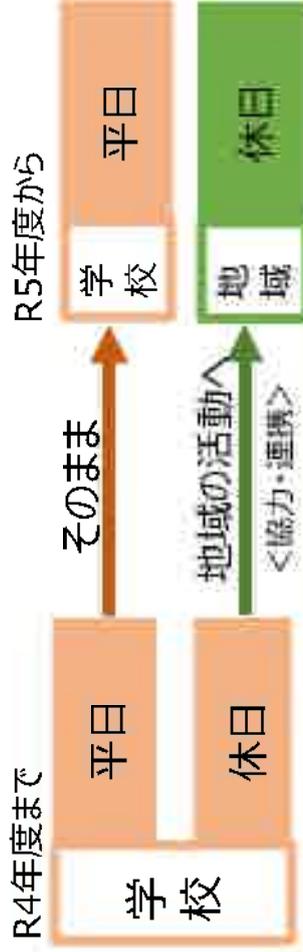
地域スポーツ活動の実施に向けた取組

方向性：生涯スポーツ社会の実現を目指す

- ▶ 少子化に伴う中学生世代の部活動改革を契機に、学校を含めた地域の中で、中学生世代の運動・スポーツ活動を進化させる。
- ▶ 令和5年度から令和7年度までの改革推進期間に、長与町の総合型地域スポーツクラブの充実を図る。
- ▶ 将来的には、中学生世代にとらわれない持続可能な地域のスポーツ活動が実施できる環境整備を目指す。

長与町の運動部活動の地域移行

○令和5年度から休日（土日）の運動部活動すべてを地域スポーツ活動へ。平日の部活動は、これまでと同様。平日の部活動の地域移行も検討を開始。



	月	火	水	木	金	土	日
学校部活動	各学校の計画により平日3日以内で実施						
地域の活動						○	○

委託事業を通じた実践研究と成果

- 長与町地域部活動推進検討委員会の開催
教育委員会、町立中学校校長、西彼杵郡中学校体育連盟理事長、長与スポーツ協会会長、長与町スポーツ推進委員会会長、長与町スポーツ振興審議会会長、長与町PTA連合会会長、長与SC会長による会議で課題等の検討。

●実践研究

- R3：長与中学校、卓球（個人種目）
- R4：長与中学校、長与第二中学校、高田中学校、バスケットボール（団体種目）

●長与町運動部活動地域移行推進計画の策定

令和3年度から受託して実施した地域部活動推進事業の成果を踏まえて、「長与町運動部活動地域移行推進計画」を策定し方針を示す。令和4年12月23日の定例教育委員会において承認。

長与町の地域スポーツ活動の概要

参加対象者

- 長与町に居住する中学生で、地域スポーツ活動に参加を希望するすべての生徒。
- 通学する学校に設置されていない種目への参加も可能。

活動場所

- 長与町立小中学校の学校体育施設、長与町立スポーツ施設等。
- 活動場所への移動は、各自で行う。

活動時間

- 1日の活動時間は、休日とは3時間程度。
- 学期中は、学校の部活動と連携して週当たり2日以上での休養日を設ける。
- 祝日は、原則として休養日。第3日曜日は、「家庭の日」による休養日。

スポーツ種目

- 卓球、サッカー、軟式野球、陸上競技、バドミントン、バレーボール、バスケットボール、硬式テニス、ソフトテニス、剣道、柔道、弓道（定期的の実施）
- エンジョイスポーツや海洋スポーツ、ユニバーサルスポーツなどのスポーツイベント（不定期に実施）

大会の参加

- 各種目で大会等の参加に関する年間計画を作成しホームページ等により公表。
- 国及び長崎県のガイドライン等を遵守するとともに、年間7回を上限とする。ただし、中体連が主催する中総体及び新人戦を除く。

受け皿

- 改革推進期間における「地域スポーツ活動」の受け皿は、長与町教育委員会及び長与スポーツクラブとする。
- 長与スポーツクラブは、公益財団法人日本スポーツ協会の登録・認証を受けるとともに、「スポーツ団体ガバナンスコード」に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。
- 改革推進期間終了後、受け皿となる長与スポーツクラブは、運営体制の整備や人材の確保など自立して持続可能な運営ができる組織体制となることを目指す。

指導者

- 生徒の安全・健康管理等を確保するため、原則複数数名を配置する。
- メインコーチとなるリーダー1名と連絡担当のサブリーダーを配置する。
- 大学生ボランティアは、各種目の指導者の指導補助を行う。
- 令和8年度以降は、長与スポーツクラブは有資格者のみと契約する。

係る経費等

- 参加者は、月会費として3,000円を支払って参加する。
- 活動中のケガ等に備えて、スポーツ安全保険（年間800円）等への加入を推奨。
- 就学援助支援世帯に対する支援（月額2,000円）を実施。

地域スポーツ活動の実施に向けた準備体制

長与町教育委員会の役割：「推進」

地域スポーツ活動の実施体制整備 / 生徒等のニーズ把握 / 検討委員会の開催 / 受け皿の確保・支援 / 財源の確保・支援 / 県・学校・スポーツ団体等の調整

学校の役割：「環境整備」

- ・ 参加生徒の受け皿との情報共有
- ・ 地域スポーツ活動との方針の共有
- ・ 教職員・生徒・保護者への地域スポーツ活動の理解促進

参加生徒

<地域スポーツ活動>

- 卓球・バスケットボール・バレーボール・
- バドミントン・サッカー・陸上・軟式野球
- ソフトテニス・硬式テニス・柔道・剣道・弓道

上記のほか、不定期に、エンジョイスポーツや海洋スポーツ、ユニバーサルスポーツなどのスポーツイベント

保護者の役割：「支える」

- ・ 会費負担（月3,000円）
- ・ 練習会場への送迎（必要に応じ）
- ・ 地域スポーツ活動の理解
- ・ 方針の理解と支援

受け皿（特定非営利活動法人総合型SC長与スポーツクラブ）の役割：「実施と責任」

- ◆ 参加生徒管理：募集・入会手続き / 名簿作成
- ◆ 指導者管理：確保 / 契約 / 活動方針の説明 / 活動チェック
- ◆ 会計管理：帳簿作成 / 会計報告 / 月会費集金 / 謝金支払 / 物品購入 / 税金対応
- ◆ 会場管理：会場の確保 / 割当 / 周知 / 変更 / 中止連絡 / 会場費支払（学校以外）
- ◆ 情報管理：生徒・保護者への連絡 / 指導者との情報共有 / 学校・町教委との情報共有
- ◆ リスク管理：コンプライアンスの徹底 / 保険対応

長与スポーツクラブについて

特定非営利活動法人総合型SC長与スポーツクラブ ホームページ：nagayosc.sakura.ne.jp						
名称	特定非営利活動法人総合型SC長与スポーツクラブ					
沿革	平成19年～20年設立準備／平成21年3月設立／平成26年NPO法人取得					
財源	利用会員の入会金・月会費、部活動地域移行事業委託金、寄附					
理事会	会長・副会長・常務理事2名・理事6名					
クラブ事務所	長与小学校体育館内					
利用会員	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
	195人	193人	195人	232人	273人	425人
年度別収支	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
	403万円	384万円	286万円	238万円	374万円	842万円
経常収益	392万円	362万円	296万円	188万円	389万円	758万円
経常費用	普及型教室（親子バドミントン・親子テニス・サッカー・ダンス）、健康型教室（フィットネス） 試合やコンテストへの出場を目指さない活動					
主たる活動	令和2年度 融合型卓球教室運営（町内3中学校参加） 令和3年度 スポーツ庁地域運動部活動事業再委託による実証研究（長与中卓球部） 長与中サッカー部／陸上教室（町内全域、小5～中3対象） 令和4年度 スポーツ庁地域運動部活動事業再委託による実証研究（バスケットボール） 8月バレーボール／2月バドミントン 令和5年度 休日の長与町地域スポーツ活動（12種目）の運営					
地域スポーツ活動への取組	令和2年度 融合型卓球教室運営（町内3中学校参加） 令和3年度 スポーツ庁地域運動部活動事業再委託による実証研究（長与中卓球部） 長与中サッカー部／陸上教室（町内全域、小5～中3対象） 令和4年度 スポーツ庁地域運動部活動事業再委託による実証研究（バスケットボール） 8月バレーボール／2月バドミントン 令和5年度 休日の長与町地域スポーツ活動（12種目）の運営					

令和4年度実践研究（バスケットボール）の成果

参加者の声

（内訳：生徒n=21、保護者n=31、教師n=6、指導者n=2、管理職n=6）

- ◎生徒の声
 - ・ 参加している生徒は満足している（とても満足6、満足7、ふつう8）と回答しており、地域スポーツ活動を楽しんでいる。具体的には、友達との関係が最も多く、次いで練習試合、練習、公式試合、技術力の向上だった。
 - ・ 休日の地域スポーツ活動のニーズとして、トップアスリートからバスケットボールを教えてほしいという声が多く寄せられた。

◎保護者の声

- ・ 保護者は活動や指導者に対して概ね満足している。練習場所が学区外となることがあり、保護者による送迎の負担は増えた。
- ・ 参加費の3,000円／月については、65%が妥当と回答し、20%は安い又はとても安いと回答した。
- ・ 指導者から、子どもたち一人ひとりに細かく熱かく指導していただきとても感謝している。

◎教職員の声

- ・ とても満足している。地域スポーツ活動へ移行して、本来業務の負担がとても軽減した。軽減した主な内容は、練習試合の設定、部費などの会計管理、休日の技術的指導、保護者との連絡調整だった。

取組における工夫

- ・ 体育館の開錠・施錠を指導者ができるよう、体育館付近に鍵の保管・管理ができるよう整備した。
- ・ 参加費負担については、実際の保護者の声を取材してもらい活動内容に対する理解を促進した。
- ・ 各学校の外部指導者や希望する顧問では不足することから、近隣の大学と連携し、大学生ボランティアを確保した。
- ・ 担当者が学校や地域スポーツ活動の現場に足を運び、生徒・保護者・教職員・指導者・管理職とコミュニケーションを図った。



本県市町村の推進計画策定状況（令和5年8月末時点）

- ✓ 市町村は、令和7年度末までの地域移行完了に向けた「市町村の推進計画」を策定し、公表することが望ましい。

R5.8月末時点 18市町村（60%）



R6.3月末時点 30市町村（100%）



主な取組例

受益者負担を前提とした取組

長岡市、上越市、新発田市、十日町市、見附市、村上市、佐渡市、聖籠町、津南町

市町村等

近隣市町村との広域連携

- ①長岡市・見附市・小千谷市・出雲崎町
- ②柏崎市・刈羽村

民間企業と連携した取組

長岡市：ヨネックスから指導者派遣

地元大学等と連携した取組 (学生指導者や指導者研修の講師派遣)

上越市、妙高市：上越教育大
三条市、田上町：新潟経営大
村上市：新潟医療福祉大

リーフレットやHP等を利用した周知

長岡市、上越市、新発田市、見附市、魚沼市、湯沢町

地域移行に関連したイベントの開催

上越市：地域クラブ紹介イベント

3. 令和5年度の取組

部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備（予算事業の概要）

令和5年度予算額 28億円
 (前年度予算額 18億円)
 令和4年度第2次補正予算額 19億円

令和4年度補正予算 地域移行体制の構築に対する支援 19億円 (補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3)

令和5年度当初からの円滑な実施を図るため、地方公共団体が行う移行体制の構築に必要な経費に対して、早期に支援を行う。

- ・都道府県・市区町村において、関係者との連絡調整・指導助言等を行う
 総括コーディネーターの研修会開催等に係る経費
- ・運営団体・実施主体と学校の連絡調整・安全管理、指導者の派遣管理等を行う
 コーディネーターの研修会開催に係る経費
- ・経済的に困難する世帯の参加費用負担の支援に係るシステム設置

- ・都道府県・市区町村の方針策定・体制構築等に係る協議会開催等に係る経費
- ・部活動の地域移行に係る説明会開催に係る経費
- ・実技指導等を行う指導者研修会開催に係る経費
- ・広域的な人材バンクの設置に係る経費
- ・改修等の体制構築に係る経費



I. 部活動の地域移行等に向けた実証事業 11億円

関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備、指導者の確保、参加費用負担への支援等に関する実証事業を実施し、国において事業成果の普及に努めるとともに、全国的な取組を推進する。

(1) 部活動の地域移行に向けた実証事業（取組例）



(2) 学校の合同部活動・ICT活用や吹奏楽部等の取組に関する実証事業



II. 中学校における部活動指導員の配置支援 14億円

各学校や拠点校に部活動指導員を配置し、教師に代わる指導や大会引率を担うことにより、生徒のニーズを踏まえた充実した活動とする。

(補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3)



部活動指導員の配置を充実 12,552人
 (運動部：10,500人、文化部：2,052人)

III. 地域における新たなスポーツ環境の構築等 3億円

これらの施策を支える新たなスポーツ環境の構築のため、以下の取組を実施。

- ・公立中学校の施設の整備・改修を支援（用具の保管のための倉庫の設置、スマートロックの設置に伴う扉の改修等）。【新規】
- ・指導者養成のための講習会等の開催や資格制度の改革等。
- ・多様なニーズに対応した中学生年代の都道府県大会等の創設・開催を支援。

指導者養成支援

進 行 促 進 金 部 活 動 地 域 移 行 補 助 費 補 助 金 公 立 学 校 施 設 整 備 補 助 金

事業概要

趣旨

少子化の中でも、将来にわたり子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保するため、運動部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に取り組み必要がある。
本補助金は、この取組を進めるにあたって、休日における地域スポーツクラブ活動の実施にあたり必要な学校施設的环境整備に対して補助するものである。

対象学校種

公立の中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部を含む）

認定率

1/3

補助対象となる工事種

上限額：400万円(学校単位)

補助金を申請する自治体は、以下のいずれかの計画を提出することを要件とする。

- ① 当該自治体に設置される協議会において承認した、地域スポーツクラブ活動における補助対象施設の利用に係る計画
- ② 補助対象施設の利用用が位置づけられている地域スポーツクラブ活動の推進計画

下限額：100万円(学校単位)、400万円(設置者単位)

※学校単位で100万円を超えている場合でも、設置者単位で400万円に満たない場合は申請できません。

(留意事項)地域文化クラブ活動のみで使用する施設の整備・改修は対象外とする。

対象工事

朝晩整備・セキュリティ強化工事

休日の地域スポーツクラブ活動で施設を利用する者のための動線確保するための整備に要する経費とする。



a 門や通路の新設
学校外から施設やグラウンド等に入るための門や通路の新設に要する経費



b エリアを分ける扉の設置
地域スポーツクラブ活動で利用する部屋（更衣室、便所等）と教室を分けるための扉の設置に要する経費



c セキュリティ強化工事
警備操作器の導入に要する経費

対象工事

出入口整備工事

休日の地域スポーツクラブ活動で施設を利用する際に利便性を向上させるための出入口の整備に要する経費とする。



a スマートロックの設置
スマートロックの設置に伴う扉の設置・改修工事費

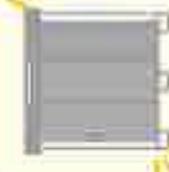


b 付帯工事
当該事業と一体不可分となる付帯工事

対象工事

用具庫整備工事

休日の地域スポーツクラブ活動で必要な用具を保管するための用具庫の設置・改修に要する経費とする。

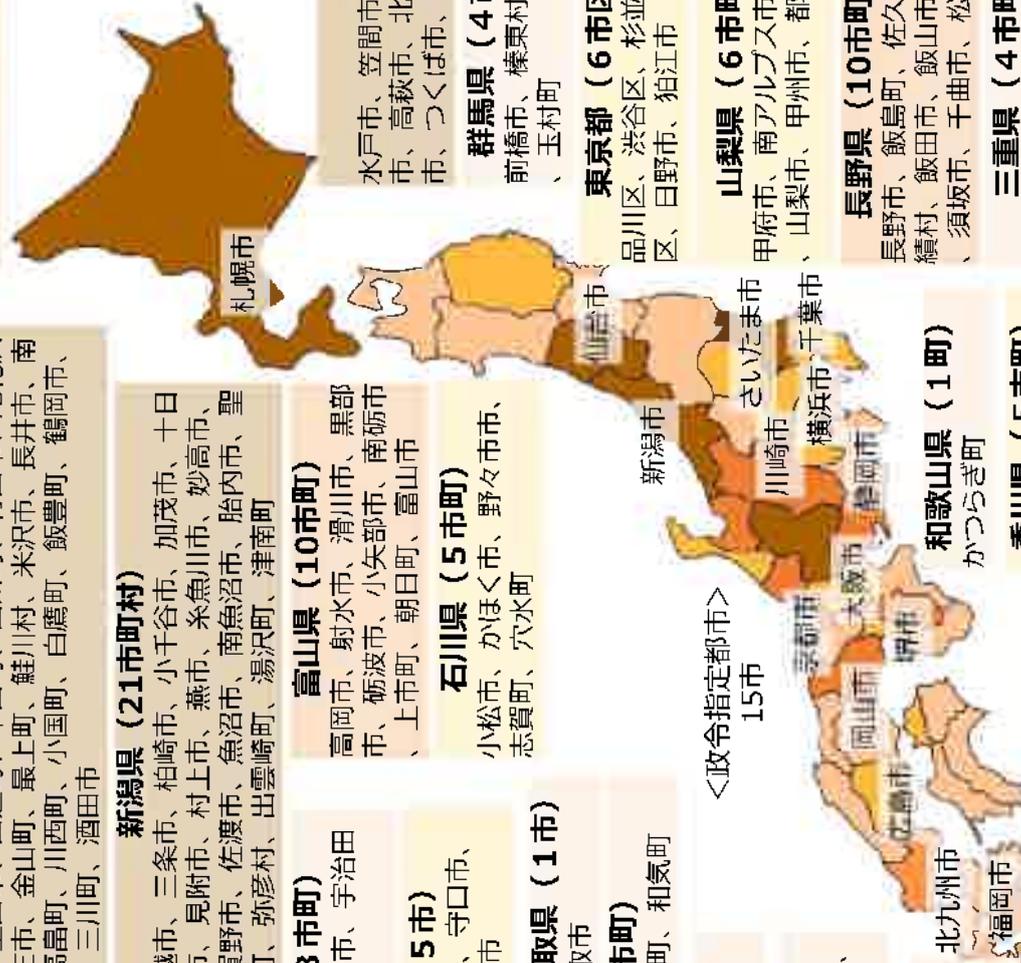


a 倉庫の新設
学校の敷地内に倉庫を新設する際に要する経費（仮設は対象外。）



b 既存の倉庫の改修
学校の敷地内にある既存の倉庫を、地域スポーツクラブ活動で使用するための改修に要する経費

<p>岐阜県 (24市町) 岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、本巣市、北方町、大垣市、海津市、関ヶ原町、輪之内町、安八町、大野町、池田町、関市、美濃市、郡上市、坂祝町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、中津川市、高山市、飛騨市</p>	<p>秋田県 (3市町) 羽後町、大館市、能代市、むつ市、三戸町</p>	<p>北海道 (18市町村) 由仁町、岩内町、余市町、厚真町、伊達市、登別市、厚沢部町、旭川市、鷹栖町、中川町、留萌市、初山別村、北見市、遠軽町、音更町、中札内村、足寄町</p>	<p>岩手県 (5市町村) 盛岡市、宮古市、大船渡市、西和賀町、九戸村</p>	<p>宮城県 (2市) 白石市、角田市</p>	<p>福島県 (4市町) 会津若松市、喜多方市、川俣町、三春町</p>	<p>茨城県 (16市町) 水戸市、笠間市、小美玉市、茨城町、日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、神栖市、土浦市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、つくばみらい市、結城市</p>	<p>栃木県 (5市) 小山市、栃木市、矢板市、那須塩原市、佐野市</p>	<p>埼玉県 (6市) 戸田市、白岡市、蕨市、熊谷市、深谷市、久喜市</p>	<p>千葉県 (8市町) 八千代市、流山市、佐倉市、成田市、山武市、睦沢町、袖ヶ浦市、鴨川市</p>	<p>神奈川県 (3市町) 藤沢市、大磯町、秦野市</p>	<p>静岡県 (3市) 沼津市、焼津市、藤枝市</p>	<p>愛知県 (12市町) 一宮市、江南市、春日井市、豊明市、北名古屋、大府市、常滑市、阿久比町、岡崎市、みよし市、豊田市、田原市</p>	<p>奈良県 (11市町) 大和郡山、天理市、桜井市、生駒市、香芝市、平群町、王寺町、河合町、吉野町、大淀町、下市町</p>	<p>和歌山県 (1市町) かつらぎ町</p>	<p>香川県 (5市町) 東かがわ市、三豊市、高松市、宇多津町、琴平町</p>	<p>徳島県 (3市) 徳島市、小松島市、美馬市</p>	<p>高知県 (4市町) 南国市、土佐清水市、土佐町、越知町</p>	<p>愛媛県 (4市町) 新居浜市、松山市、松前町、大洲市</p>	<p>福岡県 (3市) 福岡市、北九州市</p>	<p>大分県 (3市) 豊後大野市、国東市、由布市</p>	<p>宮崎県 (4市町) 宮崎市、国富町、高鍋町、小林市</p>	<p>熊本県 (12市町村) 水俣市、玉東町、和水町、南関町、長洲町、大津町、高森町、西原村、氷川町、湯前町、水上村、玉名市</p>	<p>鹿児島県 (6市町) 鹿児島市、枕崎市、南さつま市、薩摩川内市、知名町、与論町</p>	<p>沖縄県 (3市村) 宜野座村、南城市、うるま市</p>	<p>富山県 (10市町) 高岡市、射水市、滑川市、加茂市、十日市、砺波市、小矢部市、南砺市、上市町、朝日町、富山市</p>	<p>石川県 (5市町) 小松市、かほく市、野々市市、志賀町、穴水町</p>	<p>新潟県 (1市) 鳥取市</p>	<p>岡山県 (4市町) 玉野市、備前市、早島町、和気町</p>	<p>広島県 (6市町) 福山市、海田町、安芸高田市、三原市、府中市、三次市</p>	<p>佐賀県 (3市町) 佐賀市、多久市、基山町、宇美町、宗像市、豊前市</p>	<p>長崎県 (5市町) 長崎市、大村市、長与町、川棚町、波佐見町</p>	<p>熊本県 (12市町村) 水俣市、玉東町、和水町、南関町、長洲町、大津町、高森町、西原村、氷川町、湯前町、水上村、玉名市</p>	<p>鹿児島県 (6市町) 鹿児島市、枕崎市、南さつま市、薩摩川内市、知名町、与論町</p>	<p>沖縄県 (3市村) 宜野座村、南城市、うるま市</p>
--	---	--	--	------------------------------------	--	---	--	---	---	--	--	--	---	------------------------------------	--	---	---	--	-------------------------------------	--	---	---	---	---	---	---	--------------------------------	---	---	---	--	---	---	---



富山県 (4市町)

朝日町、小矢部市、砺波市、富山市

福井県 (4市)

敦賀市、大野市、越前市、福井市

岐阜県 (7市町)

岐阜市、本巣市、関ヶ原町、安八町、七宗町、中津川市、郡上市

石川県 (1市)

金沢市

新潟県 (4市町)

妙高市、胎内市、佐渡市、出雲崎町

愛知県 (9市町)

日進市、稲沢市、犬山市、愛西市、常滑市、岡崎市、幸田町、蒲郡市、春日井市

北海道 (2町)

蘭越町、遠軽町

長野県 (4市)

飯田市、長野市、松本市、千曲市

静岡県 (1市)

焼津市

秋田県 (2市)

大仙市、大館市

宮城県 (1市)

角田市

山形県 (3市町)

山形市、中山町、小国町

福島県 (2市町)

石川町、喜多方市

茨城県 (3市町)

茨城町、石岡市、東海村

山口県 (2市)

美祿市、防府市

島根県 (1市)

雲南市

鳥取県 (1市)

境港市

長崎県 (1町)

新上五島町

福岡県 (1市)

中間市

岡山県 (3市町)

玉野市、備前市、和気町

熊本県 (2町)

南関町、高森町

大分県 (1市)

竹田市

鹿児島県 (1町)

与論町

宮崎県 (2市)

宮崎市、小林市

政令指定都市 (8市)

さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、大阪市、岡山市、北九州市

徳島県 (2県市)

徳島県、徳島市

香川県 (3市)

東かがわ市、高松市、三豊市

京都府 (1町)

精華町

滋賀県 (2市町)

長浜市、竜王町

大阪府 (2市)

大東市、泉大津市

三重県 (2市町)

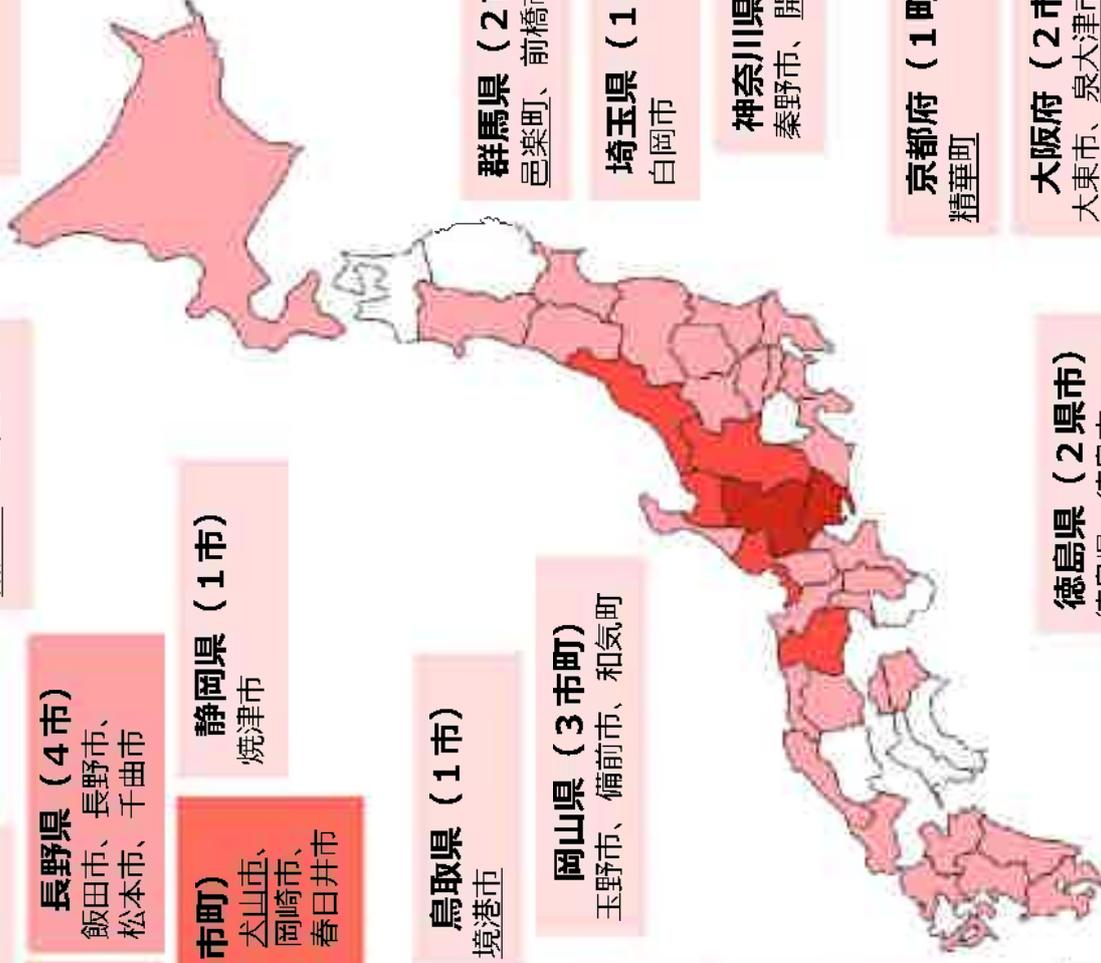
菟野町、四日市市

兵庫県 (4市町)

尼崎市、加古川市、稲美町、播磨町

奈良県 (3市町)

生駒市、下市町、天理市



総実施自治体数：97市区町村（県立学校1件含む）
文化部のみ実施の自治体数：23県市町 ※下線あり

学校部活動の地域連携・地域移行に関する情報発信について

○ポータルサイトの作成

- * 学校部活動の地域連携・地域移行に係る情報を一元化
- * 部活動改革FAQや全国の取組紹介などを掲載
- * 今後順次コンテンツを充実する予定



部活動改革ポータルサイト スポーツ庁HP

○ガイドライン解説動画 (室伏長官メッセージ)

室伏長官からの熱いメッセージと併せ、
ガイドラインの内容を端的に説明

- 目次：
- * 部活動改革の必要性
 - * 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」について
 - * I 学校部活動
 - * II 新たな地域クラブ活動
 - * 部活動改革に係る教師等の兼職兼業について
 - * III 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備
 - * IV 大会等の在り方の見直し

運動部活動改革～「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の策定



～「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の策定～

(スポーツ庁Web広報マガジン DEPARTARE より)

学校部活動の地域連携・地域移行に関する情報発信について

○ポスター・チラシの作成

部活動改革について、より多くの方へ周知し、ご理解いただくことを目的として作成



○好事例紹介動画「長崎県長与町」 全国に先駆けた取組を行う自治体を取 材し、学校関係者や指導者、保護者、 生徒の声を収録



地域スポーツクラブ活動アドバイザー事務局について

運動部活動の地域連携や地域スポーツクラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備に向け、自治体における取組を支援するため、「地域スポーツクラブ活動アドバイザー事務局」を設置し、自治体からの相談・問合せに対応いたします。

利用フロー

アドバイザー事務局に連絡

アドバイザー事務局が対応

専門的な知見が必要な相談・問合せ

アドバイザーが対応



Q&A

01 アドバイザーに訪問を依頼する場合、費用は必要ですか？

助言・支援に係る費用はアドバイザー事務局が負担します。訪問に係る費用について、自治体の負担はありません。

02 自治体主催する協議会や講習会で講演してもらうことはできますか？

学識経験者や学校関係者、スポーツ団体関係者など、幅広い知見を持ったアドバイザーによる講演対応も受け付けています。

03 アドバイザー事務局は誰でも利用可能ですか？

本アドバイザー事務局は、都道府県・市区町村のご利用に限定させていただきます。

※対応形式：オンライン会議、電話、現地訪問等

アドバイザー一覧

- ・石川 智雄 新潟県 長岡市教育委員会学校教育課 部活動地域移行室 総括副主幹
- ・西 政仁 生駒市 生涯学習部 スポーツ振興課長
- ・金崎 良一 長崎県 長与町教育委員会 教育長
- ・友添 秀則 (公財) 日本学校体育研究連合会 会長
- ・小出 利一 NPO法人新町スポーツクラブ 理事長
- ・渡邊 優子 NPO法人希染々 理事長・ゼネラルマネージャー

問い合わせ先

- ホームページ <https://sports-club-advisor.jp/>
- 電話 080-4954-1005 対応可能時間：10:00～17:00（土曜・日曜・祝日を除く）
- メール lsc-ad@landbrains.co.jp



4. 令和6年度の概算要求および 令和5年度の補正予算について

部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備

令和6年度要求・要望額 49億円
 (前年度予算額 28(億円))



方向性・目指す姿

- ✓ 地域の実情に即した持続可能な多様なスポーツ・文化芸術環境を構築し、多様な体験機会を確保。
- ✓ 少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツ・文化芸術に親しみ、成長を促す機会を確保。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質を向上。
- ✓ 自己表現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。

事業内容

I. 地域クラブ活動への移行に向けた取組等 27億円 (11億円)

各都道府県・市区町村の地域スポーツ・文化芸術活動の推進体制等の下で、コーディネーターの配置を含む運営団体・実施主体等の体制整備、指導者の確保、参加費用負担の支援等に関する実証事業を実施し、国において事業成果の普及に努めるとともに、全国的な取組を推進する。

(1) 地域クラブ活動への移行に向けた実証 ※取組例

- 体制整備**
 - 関係団体・市区町村等との連携調整
 - コーディネーターの配置
 - 運営団体・実施主体の体制整備や質の確保
 - 指導者の質の保障・量の確保**
 - 人材の発掘・マッチング・配置
 - 研修、資格取得促進
 - 平日・休日の一貫指導
 - ICTの有効活用
 - 面的・広域的な取組**
 - 教員等、シニア制
 - 地域クラブ活動の拡大
 - 市区町村等を超えた取組
 - 参加費用負担の支援等**
 - 効果的・効率的な活用や管理方法
 - 費用負担の在り方
 - 学校施設の活用等**
 - 学校施設の活用
 - 効果的・効率的な活用や管理方法
- ※ 実証事業2年目となる地域クラブ活動は、原則、国費だけでなく、一定の割合の受益者負担や行政・関係団体の自主財源からの支出、企業等が協賛校との組み合わせにより、持続的に活動することを前提とした長期的な取組を要する。

★ 重点地域における政策課題への対応

- 多様なスポーツ・文化芸術体験の機会提供
- 高校との連携やシニア世代の多世代での取組
- スクール/クラブの活用や地域公共交通との連携
- 不登校や障害のある子供たちの地域の学びの場としての役割
- トレーナーの活用を含めた安全確保の体制づくり

(2) 課題の整理・検証、地域クラブ活動のモデル・プロセスの分析、地域クラブ活動の整備促進等

- 事業成果の普及と方策、地域クラブ活動の整備の進展に伴う新たな課題の整理・解決の検討
- 運営形態の類型や競技ごとの地域クラブ活動のモデル・プロセス、組織マネジメント等の分析・検証
- 単一自治体での対応が困難な場合の地域クラブ活動の整備促進方策の検討 等

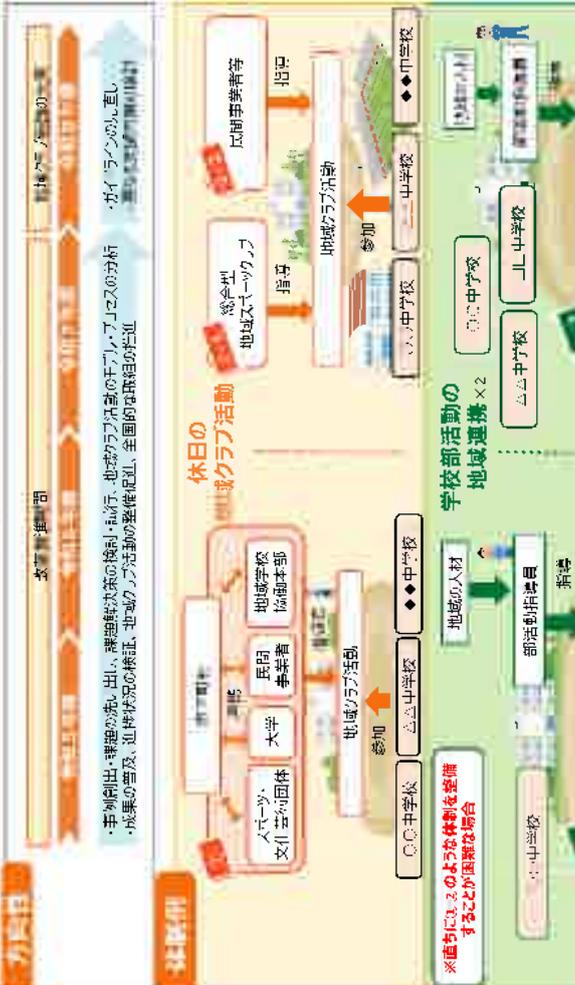
※1 補助金において、都道府県又は指定都市の場合は、国1/3、都道府県・指定都市2/3。
 ※2 エキスパート(学校運営協議会)等の仕組みを活用
 ※3 本資料における「スポーツ」には障害者スポーツ、文化芸術には、障害者芸術等、「中学校」には特別支援学校中学校中等部等を含む
 ※4 例は、あくまでも一例である

II. 中学校における部活動指導員の配置支援 18億円 (14億円)

各中学校や拠点校に部活動指導員を配置し、教師に代わる指導や大会引率を担うことにより、生徒のニーズを踏まえた充実した活動とする。(補助割合 国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3) ※1

III. 地域における新たなスポーツ環境の構築等 4億円 (3億円)

上記の施策を支える新たなスポーツ環境の構築のため、以下の取組を実施。
 ・公立中学校の施設の整備・改修を支援(用具保管の倉庫設置、入場ロケット設置に伴う床の改修等)
 ・指導者養成のための講習会や若手指導者の研修に向けた啓発活動の実施等。
 ・大卒者が卒業後も積極的に地域の中学生年代の都道府県大会等の創設・開催を支援。
 ・多様なニーズに対応した中学生年代の都道府県大会等の創設・開催を支援。



部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備

令和5年度補正予算額

1.5億円



方向性・目指す姿

- ✓ 地域の実情に応じた持続可能な多様なスポーツ・文化芸術環境を整備し、多様な体験機会を確保。
- ✓ 少子化の中でも、将来に力たり親が国の子どもたちがスポーツ・文化芸術に親しみ、成長の機会を確保。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- ✓ 自己表現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出。

事業内容

休日の部活動の段階的な地域移行と地域スポーツ・文化芸術環境の一体的な整備に向け、**地域スポーツ・文化芸術環境の整備に先導的に取り組む地域を重点地域として指定し、政策課題への対応を早急に推進するとともに、新たに実証事業が可能となった地方公共団体において、実証事業を実施する。また、課題の整理・検証、地域クラブ活動のモデル・プロセスの分析、地域クラブ活動の整備促進策を策定し、実施する。**

(1) 重点地域における政策課題への対応

地域スポーツ・文化芸術環境の整備に先導的に取り組む都道府県を重点地域として指定し、政策課題に取り組むことで、**重点地域での部活動の環境整備を促進する。**

主な政策課題

- ✓ 多様なスポーツ・文化芸術体験の機会の提供
- ✓ 高校との連携やジュニアからシニアまでの多世代での取組
- ✓ スクールバスや地域公共交通との連携
- ✓ 不登校や障害のある子どもたちの地域の学びの場としての役割
- ✓ トレーナーの活用を含めた安全確保の体制づくり

(2) 地域クラブ活動への移行に向けた実証 ※取組例

各都道府県・市区町村の**地域スポーツ・文化芸術活動の推進体制等**の下で、**コーディネーターの配置を含む運営団体・実施主体等の体制整備、指導者の確保、活動場所の確保、活動時間等の調整等に関する実証事業について、新たに実施が可能となった市区町村において実施し、国において事業成果の普及に努めるとともに、全国的な取組を推進する。**

体制整備

- 関係団体・市区町村等との連絡調整
- コーディネーターの配置、地域学校協働活動推進員等との連携の在り方
- 運営団体・実施主体の体制整備や質の確保

指導者の質の保障・量の確保

- 人材の発掘・マッチングの配置
- 研修、資格取得促進
- 平日・休日の一員指導
- ICTの有効活用

関係団体・分野との連携強化

- スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、大学、企業等
- スポーツ推進委員、地域おこし協力隊
- まちづくり・地域公共交通

面的・広域的な取組

- 地域クラブ活動の拡大
- 市区町村等を超えた取組

内容の充実

- 遠征通信、シニア層向け体験型イベント
- レガシー・シニア活動

参加費用負担の軽減

- 困難世帯の支援
- 費用負担の在り方

学校施設の活用等

- 効果的な活用や管理方法

※ 平日・休日の一員指導や市区町村を超えた取組など、地域の実情に応じた最適化・林業格差の解消を図る具体的な取組を策定。

インパクト（国民・社会への影響）

休日の部活動の段階的な地域移行と地域スポーツ・文化芸術環境の一体的な整備に向けた取り組みを行うことで、**子供たちのスポーツ・文化芸術活動の最適化による体験格差の解消に寄与する。**

* 本資料における「スポーツ」には障害者スポーツも、「文化芸術」には、障害者芸術を含む。

(3) 課題の整理・検証、地域クラブ活動のモデル・プロセスの分析、地域クラブ活動の整備促進等

事業成果の普及の方策、地域クラブ活動の整備の進展に伴う新たな課題の整理・解決策の検討、運営形態の類型や競技・分野ごとの地域クラブ活動のモデル・プロセス、組織マネジメント等の分析・検証、単一自治体での対応が困難な場合の地域クラブ活動の整備促進方策の検討 等





小・中学生、保護者の皆さんへ



準備が整った市町村から、
それぞれのスタイルで

休日の学校部活動が地域の活動へ
移行されます。



令和4年12月に、スポーツ庁並びに文化庁から、
「休日の学校部活動」を地域に移行する方針が示されました。
県内の市町村では、令和5年度から運動部・文化部の
休日の学校部活動を地域クラブ活動として行うための検討を始めています。

どうして地域移行するの？

少子化による生徒数の減少から、やりたい部活が学校になかったり、部員が足りず試合に出場できなかったりするなど、学校部活動の継続が難しくなっています。また、働き方改革により、教職員の負担軽減も必要となっています。

いつから始まるの？

令和6年度以降に準備が整った市町村から始まります。令和5年度は、その準備期間となっています。

移行後の形はどうなるの？

地域で活動している団体と一緒に活動したり、民間の団体に所属して活動します。

● 学校部活動と地域クラブ活動のおもな違い

	学校部活動	地域クラブ活動
運営	学校	地域のスポーツ・文化・芸術団体など
指導者	教員・部活動指導員(顧問)	地域の指導者など
活動場所	学校施設	社会施設・学校施設
活動単位	学校単位	単一学校に限らない
保険	学校の保険	一般の保険など

● 休日の地域移行のイメージ

平日

学校での部活動

休日

地域や学校の事情に応じて以下のような形が考えられます。

① 現在入部している部活動に学校の先生以外の指導者がきて活動する	② いくつかの学校の生徒が集まって地域クラブ活動として活動する	③ 地域クラブに所属して活動する
-------------------------------------	------------------------------------	---------------------

● 地域移行に関するガイドライン

スポーツ・文化庁 (概要) スポーツ・文化庁 (本文)



● 担当課連絡先



教育庁保健体育安全課学校体育班
TEL/022-211-3667 MAIL/hokenat@pref.miyagi.lg.jp

教育庁生涯学習課協働教育班
TEL/022-211-3690 MAIL/syogakk@pref.miyagi.lg.jp

企画部スポーツ振興課スポーツ振興班
TEL/022-211-3178 MAIL/suposinss@pref.miyagi.lg.jp



休日の部活動の地域移行Q&A



Q 「休日の部活動の地域移行」って？

A 休日に行っている部活動に代わって、地域のクラブ等(スポーツ・文化・芸術団体、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等)で活動することを「休日の部活動の地域移行」といいます。

Q 地域クラブ活動は、学校部活動とどう違うの？

A 学校部活動では、指導者が学校の顧問(教員・部活動指導員)であるのに対して、地域クラブ活動は、地域の指導者が担います。また、休日に行われる地域クラブ活動への参加は任意であり、平日の学校部活動と違う種目や活動をすることが可能です。

Q 休日の地域移行はいつからはじまるの？

A 令和5年度は各市町村で移行に向けた話し合いや準備を行います。令和6年度以降、準備のできた市町村から段階的に移行に取り組み始めますが、詳細については各市町村からお知らせがある予定です。

Q 平日の地域移行は行われたいの？

A まずは休日を地域クラブ活動に移行します。国では休日の地域移行の状況を踏まえて、平日の部活動の移行時期や方法について検討をしております。

Q 平日の学校の部活動はどうなるの？

A これまでと変わらず、所属する学校のルールに従って部活動を行います。なお、すべての部活動が地域に移行するまでは、休日に部活動と地域クラブ活動が混在することが考えられます。

Q 活動の費用はどうなるの？

A 国のガイドラインでは、活動費用は御家庭で負担していただくことを想定しています。所属する団体に応じた登録費や会費等を支払います。

Q けがをした時の保証はどうなるの？

A 地域クラブ活動は、別途スポーツ保険等に加入する必要があります。

Q 中学校総合体育大会への参加はどうなるの？

A 平日に活動している学校部活動として参加する場合は、これまでどおり学校として参加します。休日の地域クラブ活動として参加する場合には、種目ごとに条件が異なります。



中学校の休日の学校部活動が地域活動へ!!

現在、各市町村で地域移行に向けて検討しています
準備が整った市町村からそれぞれのスタイルで地域の活動へ移行されます

【部活動地域移行の背景】

- 少子化が進み、学校の生徒数の減少により子供たちが希望する部活動の設置が困難なケースや、人数不足により大会に参加することができない等の状況が見られます。
- 働き方改革の観点から、教員の超過勤務の解消を図り、学校教育の質を高めていくことも求められています。

【宮城県の方針】

- 令和5年度を移行検討期間と位置付け、協議会組織による検討や課題の解決について協議し、令和6年度以降を改革推進期間として、準備が整った市町村から地域の活動に移行します。

学校部活動と地域クラブ活動の主な違い

	学校部活動	地域クラブ活動
運営	学校	地域のスポーツ・文化・芸術団体など
指導者	教員・部活動指導員(顧問)	地域の指導者
活動場所	学校施設	社会教育施設・学校施設など
活動単位	学校単位	単一学校に限らない
保険	日本スポーツ振興センター	民間の保険
法的根拠	学校教育法	社会教育法

休日の移行に伴う活動の形

教員	平日	休日	
	これまでどおり部活動に従事する	地域クラブ活動で指導する	地域クラブ活動で指導しない

生徒	平日	休日	
	これまでどおり部活動に参加する	地域クラブ活動に参加する	地域クラブ活動に参加しない

※すべての部活動が地域に移行するまでは、休日に部活動と地域クラブ活動が混在することが考えられます。

休日の地域移行のイメージ



※教職員も地域の指導者や地域クラブの指導者になることができます(下記参照)

教員が地域クラブで指導する場合について(兼職兼業)

- ・希望する場合、条件を満たせば地域クラブで指導できます。
- ・希望しない場合、兼職兼業を強要されることはありません。
- ※詳細は、地域移行に関するガイドライン・手引きを参照。

～地域移行に関するガイドライン・手引き等～

スポーツ・文化庁
概要版
(ガイドライン)

宮城県版
(ガイドライン)

公立学校の教師等が地域
クラブ活動に従事する場
合の兼職兼業について(手
引き)



【担当課連絡先】

- 運動部関係 : 教育庁保健体育安全課学校体育班
022-211-3667 hokenat@pref.miyagi.lg.jp
- 文化部関係 : 教育庁生涯学習課協働教育班
022-211-3690 syogakk@pref.miyagi.lg.jp
- 地域スポーツクラブ関係 : 企画部スポーツ振興課
スポーツ振興班
022-211-3178 suposinss@pref.miyagi.lg.jp
- 服務制度関係 : 教育庁教職員課服務制度班
022-211-3636 kyosykf@pref.miyagi.lg.jp